

第181回秋田県都市計画審議会

議案書

令和3年3月22日

秋田県都市計画審議会

第 1 8 1 回

議 案 一 覧

秋 田 県 都 市 計 画 審 議 会

日 時 : 令和3年3月22日(月) 午後1時30分～
場 所 : 秋田県議会棟 1階 正庁

議案第5号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可
について(特定行政庁秋田市長)

次 第

1 開 会

2 報 告

前回付議議案の処理状況について

3 議 事

(1) 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可

4 そ の 他

5 閉 会

前回（第180回）付議議案の処理状況

議案番号	議 案 名	決定主体	関係市町村	決 定 告 示 等
令和2年度議案第3号	建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田市長）	秋田県	秋田市	令和2年11月25日 秋田市指令第6191号
令和2年度議案第4号	建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田市長）	秋田市	秋田市	令和2年11月24日 秋田市指令第6167号

建築基準法第51条ただし書の
規定に基づく建築物の敷地の
位置の許可について

(特定行政庁秋田市長)

秋田県都市計画審議会会長 様

秋田県知事 佐竹 敬久



建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築許可について（諮問）

このことについて、特定行政庁秋田市長から依頼がありましたので、別添
のとおり秋田県都市計画審議会に付議します。

産業廃棄物処理施設の建築位置の決定（秋田市）

令和3年3月22日審議

秋田県都市計画審議会会長

付議依頼理由書

1 今回の計画は、平成3年度に産業廃棄物処理施設として建築基準法（以下、「法」という。）第51条ただし書に基づく許可（以下、「ただし書許可」という。）を受けて平成4年から稼働している既存の焼却施設のほかに、規模を拡大した焼却施設を1基増設するもの。

また、この増設に伴い既存破砕施設を撤去し、増設する焼却施設の規模に合わせた破砕施設に入れ替えを行う。

2 今回の計画により焼却施設は、既存施設と新設施設の1日あたりの合計処理能力が汚泥12.61 m³、廃油73.53 m³、廃プラスチック類40.10トンおよびその他混合廃棄物が78.68トン、入れ替えにより新設する破砕施設は、廃プラスチック類の1日あたりの処理能力が16.38トンとなり、廃掃法施行令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設に該当し、法第51条「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けることとなる。

→参考①

3 都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設は都市計画で位置が決定しているか、ただし書許可を得るか、または政令で定める規模以下としなければならないものであるが、本施設は都市計画で位置決定されたものではなく、政令で定める規模も超えていることから、ただし書許可申請がなされたものである。

→参考②

4 産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定める者は、都市計画法第15条第1項第5号、同施行令第9条第2項第7号の規定により都道府県であることから、「秋田県都市計画審議会」の議を経ることが必要となる。

→参考③

以上のことから許可申請受理後の手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議依頼するものです。

参考①

■建築基準法（抜粋）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

■建築基準法施行令（抜粋）

（位置の制限を受ける処理施設）

第130条の2の2 法第51条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみを処理を行うものを除く。）

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

（産業廃棄物処理施設）

第7条

三 汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。）

の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 一日当たりの処理能力が5 m³を超えるもの

ロ 一時間当たりの処理能力が200 kg以上のもの

ハ 火格子面積が2 m²以上のもの

五 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第十四号の廃油処理施設を除く。）

イ 一日当たりの処理能力が1 m³を超えるもの

ロ 一時間当たりの処理能力が200 kg以上のもの

ハ 火格子面積が2 m²以上のもの

七 廃プラスチック類の破砕施設であつて、一日当たりの処理能力が5 tを超えるもの

八 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの

イ 一日あたりの処理能力が100kgを超えるもの

ロ 火格子面積が2㎡以上のもの

八の二 第2条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）

又はがれき類の破碎施設であって、一日あたりの処理能力が5tを超えるもの

十三の二 産業廃棄物の焼却施設（三号、五号、八号及び十二号に掲げるものを除く）であって、次のいずれかに該当するもの

イ 一時間あたりの処理能力が200kg以上のもの

ロ 火格子面積が2㎡以上のもの

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

（産業廃棄物）

第2条

二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

参考②

■建築基準法施行令（抜粋）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

第130条の2の3 法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第6号に該当するものを除く。）

1日あたりの処理能力（増築又は用途変更後の処理能力）が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

ニ 汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物（廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物処理法施行令第2条の4第五号イに掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下この号において同じ。）又はポリ塩化ビフェニル汚染物（同号ロに掲げるポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下この号において同じ。）を処分するために処理したものをいう。以下この号において同じ。）であるものを除く。）の焼却施設 10㎡

ヘ 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設 4㎡

チ 廃プラスチック類の破碎施設 6t

リ 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設 1t

ヌ 廃棄物処理法施行令第2条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）又はがれき類の破碎施設 100t

レ 焼却施設（ニ、ヘ、リ及びカに掲げるものを除く。） 6t

■都市計画法（抜粋）

（都市計画を定める者）

第15条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

■都市計画法施行令（抜粋）

（都道府県が定める都市計画）

第9条

2 法第15条第1項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

七 産業廃棄物処理施設

(第四十三号に準じる)

申請理由書

令和 3 年 2 月 17 日

秋田市における「建築基準法第 51 条ただし書き許可」の規定により、申請理由を記載し提出致します。

特定行政庁秋田市長 穂積 志 殿

申請者

住所 秋田市向浜一丁目 8 番 5 号

氏名 エス・ユー開発株式会社

代表取締役 児玉 弘



現行のごみ焼却施設は、平成 4 年 7 月に設置し、その後、産業廃棄物の適正処理を行うと同時に、施設及び設備・装置の状況に応じた改善、調整を実施することで施設の安全性、信頼性の向上を図ってきた。しかし、稼働から約 30 年程度経過し、老朽化の進捗状況が激しい。そこで、ごみ焼却施設として従来通りの健全度を確保するため、新たにごみ焼却施設《60.00t/日 (24h)》の建設計画を進めることとなった。また、既存施設《18.68t/日 (20h)》では処理能力の限界により、取引先に対して受け入れ調整をお願いしなければならない状況にあったが、新設する施設の計画処理能力規模を既存施設より拡大させることで調整をお願いしていた、県内企業に対しても、積極的な受け入れが可能となるようにしたい。これにより、既設、新設施設の合計処理能力は 78.68t/日となる。しかしながら、既設施設は新設焼却施設の安定稼働の後、中長期的観点から、休止又は廃止を検討する。

その新設計画に伴い、破碎施設の規模拡大も合わせて行うこととする。破碎施設については、処理能力《4.48t/日 (8h)》既存施設を撤去し、処理能力《23.40t/日 (10h)》の施設を新設する。

<ごみ焼却施設>

現在、県内の医療機関から排出される感染性廃棄物は、一部県外業者の参入があり、県外へ運搬され処理されている。感染性廃棄物という特別な廃棄物に対しては、運搬・処分共に危険リスクを少しでも小さくした対応が求められる。

焼却処分が代表的な処分方法である感染性廃棄物に対して、秋田県内処分業者としても、一翼を担う役割を果たすため処理能力の拡大を行い対応する。

また、中国のプラスチックごみ（廃プラスチック）の輸入規制を受け、日本国内のごみの滞留が顕在化してきた。リサイクルされず国内で埋立もしくは焼却処理された未利用の廃プラスチックは 2018 年に 18 年ぶりに増加した。政府も国内の処理会社に増産投資を呼びかけたが動きは鈍かった。政府はプラスチック資源循環戦略（令和元年 5 月 31 日）を打ち出したが、アジアでの輸入規制も広がりを見せ、この先も国内で未利用の廃プラスチックが増える可能性は高まっており、現状での廃プラスチックの搬入量は、以前にもまして増加傾向にあるため、廃プラスチック処理問題に貢献するためにも処理能力の拡大を行い対応する。

更に、近年地球温暖化に伴う気象変動により自然災害は日常化してきている。同時に災害が広域化、激甚化する傾向も見受けられる。特に、河川で堤防決壊、越流による氾濫が同時多発し、その結果災害ごみが大量に発生し、路上に堆積された混合ごみや市町村が指定していない場所での片づけゴミの集積（勝手仮置き場）が目立ち、その後の処理を困難にしている。地域に存在する民間事業者として災害廃棄物対策のイノベーションにつながるよう新たに建設するごみ焼却施設の処理能力に対して概ね 30%程度の余力処理能力を保持することとした。

<破碎施設>

ごみ焼却施設の規模拡大に伴い、併せて破碎施設の規模拡大も計画することとなった。

破碎施設及び手選別による金属回収・資源回収等を徹底し、循環型社会の促進に向けたリサイクルを充実させると共に、地球環境のための低炭素化社会の構築に一企業として貢献したい。更に、木くず、コンクリートくず等のがれき類の発生に対しては、再生骨材等に循環利用されるよう秋田県内の再生利用事業所と連携し、再生利用に向けた方向性を見出せるような体制を構築する必要があると判断する。

また、近年産業廃棄物処理業からリサイクル業へ、資源供給産業への移行が望まれている。その具体的展開として、資源循環に対し、よりしっかりした経済価値を見出そうとするサーキュラーエコノミー（CE）の観点が変わってきた。新しい資源循環の手法のあり方も念頭に入れ廃棄物処理を目的とし、本施設の運営・維持管理に携わることとする。

尚、各々施設計画（ごみ焼却施設、破碎施設）については、「秋田市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成 9 年 3 月 27 日市長決裁）」を遵守し、廃棄物処理施設の立地及び構造基準に適合した施設を設置する。

事業計画概要書

・設置事業者

秋田市向浜一丁目8番5号
 エス・ユー開発株式会社
 代表取締役 児玉 弘

・事業計画地

設置場所 秋田市向浜一丁目1番154
 用途地域 工業専用地域

・計画の目的

焼却施設を新設することで、老朽化している既存施設に代えて、従来通りの健全な能力を確保すること。また、処理能力を拡大させることで、取引先に対する受け入れ調整を解消し、県内企業からの積極的な受け入れを可能にするとともに、廃プラスチック問題や災害廃棄物対策のイノベーションにも貢献すること。

・計画の概要

対象施設	既存施設	新設施設	許可対象規模
焼却施設	18.68t/日 (20h) ※新設施設の安定稼働確認の後、休止又は廃止を検討	60.00t/日 (24h) 水冷ストーカ炉 三機化工建設(株)	78.68t/日
破碎施設	4.48t/日 (8h) ※撤去	23.40t/日 (10h) KS-120 衛合同製作所	23.40t/日

既存の焼却施設は平成4年2月に建築基準法第51条の規定による許可を受け、平成4年7月に設置している。新設するごみ焼却施設の安定稼働状況を確認した後、中長期的観点から休止又は廃止を検討する。

既存の破碎施設は許可対象外の規模で、平成16年6月に設置しており、既設破碎機を撤去し、新たな破碎機を設置する。

・事業概要

排出事業者及び収集運搬業者等から搬入された廃棄物は、車輛から荷降ろしする前にマニフェスト等で確認後、計量架台で品目を目視確認した後、臭気のある廃棄物は、直接、廃棄物ピット-1へ、それ以外の廃棄物は、ストックヤードで目視確認及び展開検査等を行い、(万一不適合廃棄物に対しては受入れ拒否、あるいは持ち帰りを指示する)ストックヤード、廃棄物ピット-1,2,3にて保管する。その後、所定の処理工程(人力選別)、破碎施設を経由し、最終的には燃焼に適した割合で混合し、ごみ焼却施設にて処理する。(処理体系図を別紙図に示す。)

・受け入れる産業廃棄物の計画

新炉処理能力60t/日に対して施設への過負荷を考慮し、通常時は70~80%程度の運転を計画している。

既存施設は18.68t/日であるが、処理能力や保管施設の容量等から、既存取引先に対して受入調整をお願いしなければならない状況があったが新炉建設により処理能力の向上が見込まれ、調整をお願いしていた県内企業に対しても積極的に受け入れ可能となる。

県内の医療機関から排出される感染性廃棄物は、現在、一部県外業者の参入があり、県外へ運搬され処理されている。例えば、昨今のコロナ感染症の状況を考えれば、感染性廃棄物という特別な廃棄物に対しては、運搬・処分共に危険リスクを少しでも小さくした対応が求められる。コロナ等の感染症に限らず、特別管理産業廃棄物である感染性廃棄物に関しては、秋田県内処分業者としても、一翼を担う役割を果たしていかなければならないと考え、焼却処分が代表的な処分方法である感染性廃棄物に対しても処理能力や保管施設の容量向上により販路拡大を目指す。

近年の廃プラスチック問題で、親会社でもある株式会社デスポ(横浜市)でも最終処分場の不足から廃プラスチックの処分に苦慮している。また、関東近郊の製紙工場へ搬入されていた木くずに関しても受入調整を強いられている状況である。現在でも定期的に搬入はされているが、処理能力の向上に伴い、受け入れ量の拡大、親会社及び関東近郊業者から持ち込まれる県外廃棄物の受け入れを概ね20t/日と計画し、今以上に受け入れる。

同時に関係各企業と、今まで以上に人的ネットワークを駆使し、東北地区の県外業者との連携強化を図り、年々変化する廃棄物情勢に対応できる体制を構築することも求められている中で、状況に応じて廃プラスチックの受け入れを検討する。

また、既存保管施設の形状から、汚泥に関しては受入に積極的でなかったが、ピット方式の受入施設になることから県内の各種工場から発生する金属含有のスラッジ汚泥や建築汚泥等を受入れ強化の対象品目として考えている。

有害廃棄物を含む可能性のある産業廃棄物に対しては、事前相談時に、産業廃棄物データシート(WDS)等により性状を確認する。特定管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物、その他有害物を含む産業廃棄物の受入・処分は行わない。

近年、毎年のように発生する災害時の廃棄物に対しても、有事の際は地元業者としてその一翼を担うべく役割を果たす。

中間処理施設(焼却施設)の概要

廃棄物の種類	<p>産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類、木くず、繊維くず、金属くず、汚泥、廃油、紙くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。) 動植物性残さ <p>※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を取り扱わない。</p> <p>特別管理産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号 廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第4号 感染性廃棄物 <p>※特別管理産業廃棄物の特定有害廃棄物又は、その他の有害物質を含む廃棄物の受入、処分は行わない。</p>
廃棄物処理施設の設置場所の地番	秋田市向浜一丁目1番154
処理方法	<p>ストーカ方式</p> <p>型式：水冷ストーカ</p> <p>メーカー：三機化工建設株式会社</p>

処理能力・稼働時間

新設焼却施設：60.00t/日(24h)
 既存焼却施設：18.68t/日(20h) AM6:00~AM2:00
 品目別の処理能力を以下に示す。

混焼：焼却能力表

種別	新設焼却施設 処理能力(t/日)	既存焼却施設 処理能力(t/日)	合計 処理能力(t/日)
汚泥	12.000	1.868	13.868
廃油	3.000	0.934	3.934
廃酸	0.000	0.000	0.000
廃アルカリ	0.000	0.000	0.000
廃プラ	13.200	7.472	20.672
紙屑	3.000	1.868	4.868
木屑	3.000	2.802	5.802
繊維屑	0.600	1.868	2.468
ゴム屑	0.600	0.934	1.534
金属	3.600	0.000	3.600
硝子・ガレキ	3.600	0.000	3.600
灯油	0.600	0.000	0.600
重油	0.600	0.000	0.600
医療系	12.600	0.000	12.600
動物性残さ	1.800	0.467	2.267
植物性残さ	1.800	0.467	2.267
合計	60.000	18.680	78.680

専焼：焼却能力表

種別	新設焼却施設 処理能力(t/日)	既存焼却施設 処理能力(t/日)
汚泥	(※1)12.000	-(※2)
廃油	50.230	-(※2)
廃プラ	28.320	11.780
木屑	51.750	-(※2)
医療系	32.280	-(※2)

※1 バーナー能力限界により、専焼不可 混焼ごみ能力を記入
 ※2 既存焼却施設資料不足のため、不明

排水の処理方法	・プラント排水は発生しないため該当なし。
排ガスの処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却温度は800°C以上(通常運転時は、目安温度:950°C以上)とし、再燃焼室での滞留時間を2秒以上となるよう設計する。 ・ガス冷却塔にて排ガスを急冷し、ダイオキシン類の再合成を防止する。 ・バグフィルタ入口にて消石灰・活性炭のブレンド剤を吹込み、塩化水素、硫酸化物、ダイオキシン類、水銀を吸着させる。 ・バグフィルタの出口に排ガス分析計を設け、排ガス中の一酸化炭素濃度及び酸素濃度を常時測定する。
飛散・流出防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物は、屋内に保管し、飛散及び流出を防止する。 ・廃棄物を保管する焼却施設棟:プラットホーム、廃棄物ピット-1、保管ヤード棟:廃棄物ピット-2,3,ストックヤード、廃油置場、破碎ヤードは床面、腰壁をコンクリート造とし、汚水等の流出を防止する。 ・医療系廃棄物は、専用容器に保管し、飛散及び流出を防止する。 ・破碎施設を主とした粉じんの発生する場所については、水を噴霧する等の対策と日常の清掃管理を行う。
騒音・振動防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機は低騒音型を設置する。 ・騒音の大きな空気圧縮機、送風機等は建屋に設置する。 ・屋外に設置する薬剤供給プロワは、防音カバーを取り付ける。 ・高速回転の機器や振動の大きな機器(送風機、空気圧縮機、ポンプ類等)は、コンクリート基礎などの強固な基礎に固定し、振動を防止する。
地下浸透防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・施設はコンクリート床構造とし、地下への浸透を防止する。 ・異常を認めた場合には速やかに修理する。
悪臭・害虫防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭の発生する廃棄物の搬入は、直接、焼却施設棟:廃棄物ピット-1に行い、プラットホーム出入口にシャッターを設け外気と遮断する。また、建屋内を負圧にすることにより悪臭の外部への漏洩を防止すると共に速やかに焼却処理を行う。 ・焼却施設棟:廃棄物ピット-1の臭気を吸引し燃焼空気として焼却炉にて完全燃焼させ、悪臭の漏洩を防止する。 ・焼却炉停止時は、出入口シャッターを閉じ、屋外と遮断する。また、悪臭の発生する廃棄物の受入を行わない ・施設内清掃を実施し、清潔を保持する。 ・防臭剤及び殺虫剤を常備し、発生時には散布する。

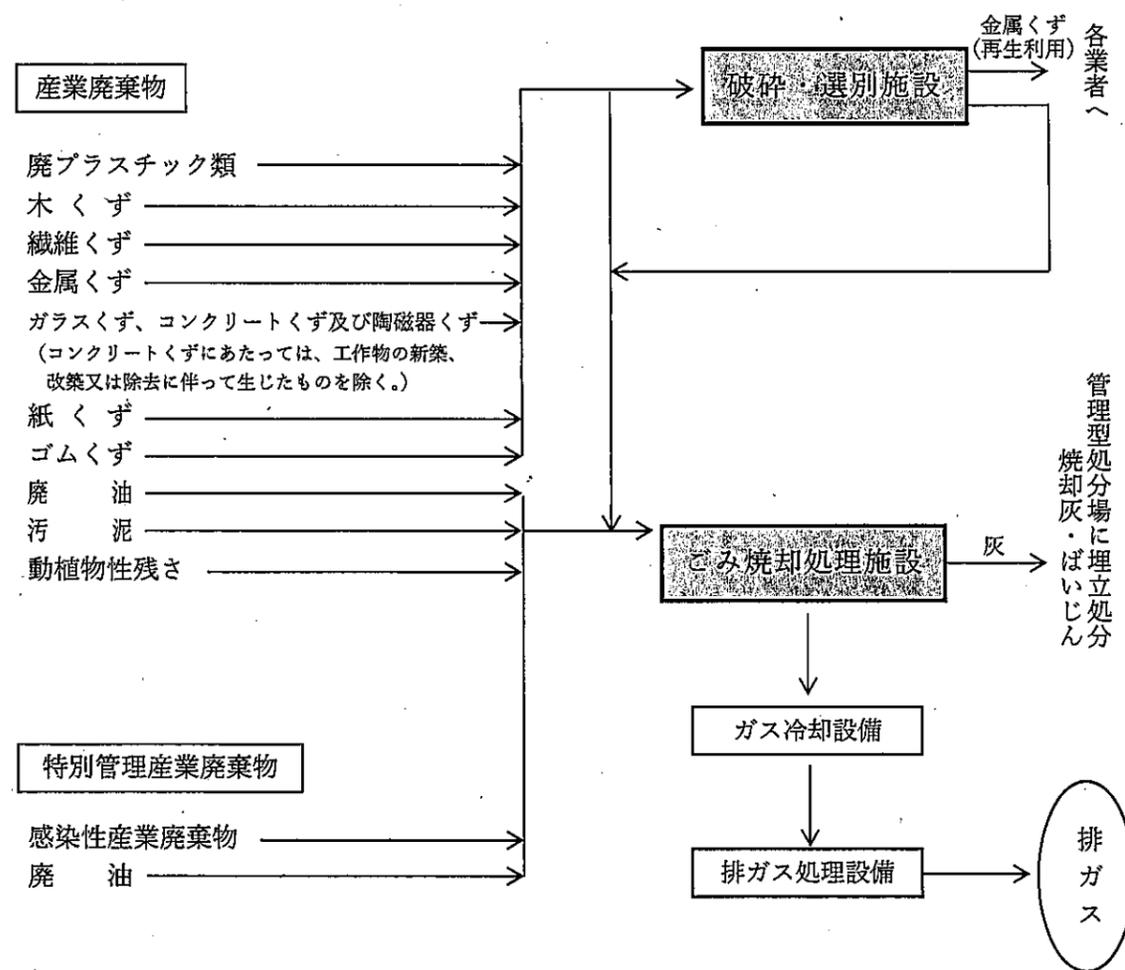
中間処理施設(破碎処理施設)の概要

廃棄物の種類	<p>産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類、木くず、がれき類、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)、紙くず、ゴムくず <p>※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等は取り扱わない。</p>																				
廃棄物処理施設の設置場所の地番	秋田市向浜一丁目1番154																				
処理方式	<p>二軸剪断式破碎処理機</p> <p>型式 : KS-120</p> <p>メーカー : 有限会社 合同製作所</p>																				
処理能力・稼働時間	<p>23.40t/日(10h) AM8:00~PM18:00</p> <p>品目別の処理能力を以下に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>処理能力(kg/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>1,638</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>2,145</td> </tr> <tr> <td>紙くず</td> <td>1,404</td> </tr> <tr> <td>繊維くず</td> <td>558</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>1,762</td> </tr> <tr> <td>ゴムくず</td> <td>1,215</td> </tr> <tr> <td>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</td> <td>2,340</td> </tr> <tr> <td>がれき類</td> <td>2,308</td> </tr> <tr> <td>混合廃棄物</td> <td>1,853</td> </tr> </tbody> </table> <p>※混合廃棄物は、廃プラ50%、木くず40%、金属くず10%の割合で算出し、それ以外の種別廃棄物は含まれておりません。</p>	種別	処理能力(kg/h)	廃プラスチック類	1,638	木くず	2,145	紙くず	1,404	繊維くず	558	金属くず	1,762	ゴムくず	1,215	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2,340	がれき類	2,308	混合廃棄物	1,853
種別	処理能力(kg/h)																				
廃プラスチック類	1,638																				
木くず	2,145																				
紙くず	1,404																				
繊維くず	558																				
金属くず	1,762																				
ゴムくず	1,215																				
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2,340																				
がれき類	2,308																				
混合廃棄物	1,853																				

排水の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・施設はコンクリート床構造とし、地下への浸透を防止する。 ・施設内中央部へ污水が集まるよう勾配（2%程度）を設け、側溝（グレーチング蓋付）を經由し、污水ピットへ、その後適時容器（ドラム缶）にて汲み上げ、ごみ焼却施設へ投入。 ・定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに修復する。
飛散・流出防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の保管は、屋内のごみピットで保管し、飛散及び流出を防止する。 ・飛散防止ネットを設置し、廃棄物の飛散防止に努める。又破碎施設を主とした粉じんの発生する場所については、水を噴霧する等の対策と日常の清掃管理を徹底する。
騒音・振動防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎ヤードにはシャッターを設け騒音の拡散を防止する。 ・高速回転の機器や振動の大きな機器は、コンクリート基礎等の強固な基礎に固定し、振動を防止する。
地下浸透防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・施設はコンクリート床構造とし、地下への浸透を防止する。 ・定期的な点検を行い、異常を認めた場合には速やかに修理する。
悪臭・害虫防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭の発散する廃棄物は破碎を行いません。

・処理体系図

受け入れる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の処理体系図を以下に示す。



主な品目の既存受入量/日

搬入廃棄物種類	搬入量	搬入先
汚泥	0.5t	県内企業
木くず	5t	県内企業
廃プラスチック	8t	県内企業
感染性廃棄物	3.5t	県内医療機関
計	17t	

主な品目の受入見込増加量/日

計画搬入廃棄物種類	計画搬入量	計画搬入先
汚泥	1 t	県内企業
木くず	2 t	県内企業
廃プラスチック	2 t	県内企業
木くず	5 t	県外企業
廃プラスチック	15 t	県外企業
感染性廃棄物	1 t	県内医療機関
計	26 t	

既存・見込合計受入量/日

既存受入量	受入見込増加量	合計受入量
17t	26 t	43t

新設する焼却施設のばい煙等の自主管理基準と排出基準を一覧表に整理した。

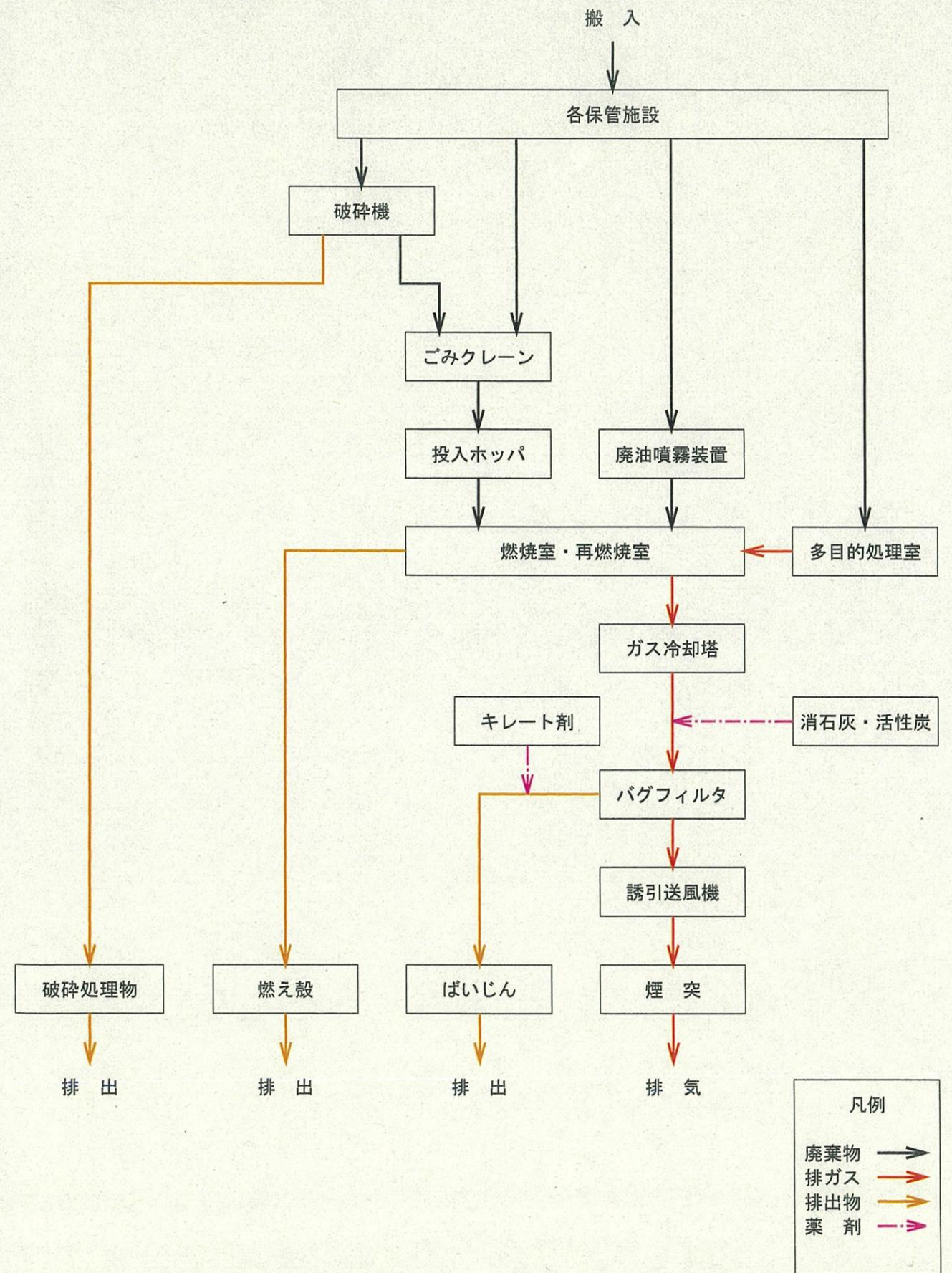
管理項目	自主管理基準※1	排出基準等	適用法規
ばいじん	0.08g/N m ³	0.08g/N m ³	大気汚染防止法※3
硫黄酸化物	K値 8.76※5 748ppm※2	K値 8.76 748ppm※2	大気汚染防止法※4
窒素酸化物	250ppm	250ppm	大気汚染防止法※6
塩化水素	260mg/N m ³ 160ppm	700mg/N m ³ 430ppm	大気汚染防止法※7
ダイオキシン類	1ng-TEQ/m ³ N	1ng-TEQ/m ³ N	ダイオキシン類対策特別措置法※8
水銀	30 μg/N m ³	30 μg/N m ³	大気汚染防止法※9
熱灼減量	10%	10%	廃棄物処理法施行規則(維持管理基準)

- ※1 生活環境影響調査書(150頁)「表4-1-1(1)大気質(煙突排ガスの排出)」より設定。
- ※2 生活環境影響調査書(35頁)「表3-1-23 秋田県公害防止条例の硫黄酸化物に係る排出基準」に示された式より、秋田市に適用されるK値8.76を用いて算出。
- ※3 大気汚染防止法施行規則 第4条 別表第2の36の項
- ※4 大気汚染防止法施行規則 第3条
- ※5 秋田県公害防止条例施行規則 第4条 別表第2に記載
- ※6 大気汚染防止法施行規則 第5条 別表第3の2の27の項
- ※7 大気汚染防止法施行規則 第5条 別表第3の3の項
- ※8 ダイオキシン類対策特別措置法第8条に基づく基準等
「大気排出基準」 規則第1条の2 別表第1
- ※9 大気汚染防止法施行規則 第16条の11 別表第3の3の8の項

秋田県公害防止条例の硫黄酸化物に係る排出基準(昭和46年10月1日秋田県条例第52号)

次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。
 $q = K \times 10^{-3} He^2$
 この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表すものとする。
 q 硫黄酸化物の量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)
 K 秋田市(河辺及び雄和を除く。)、男鹿市(船越、脇本及び船川港に限る。)、潟上市及び南秋田郡井川町の区域については、8.76、その他の区域については、17.5
 He 附表に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)
 附表 $He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$
 $Hm = 0.795 \sqrt{(Q \cdot V) / (1 + 2.58/V)}$
 $Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.301 \log J + 1/J - 1)$
 $J = 1 / \sqrt{(Q \cdot V) / ((1460 - 296) \times V / (T - 288)) + 1}$
 これらの式においては、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。
 He 補正された排出口の高さ(単位 メートル)
 Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)
 Q 温度15度における排出ガス量(単位 立方メートル毎秒)
 V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)
 T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)

処理工程図





④ 再燃焼室



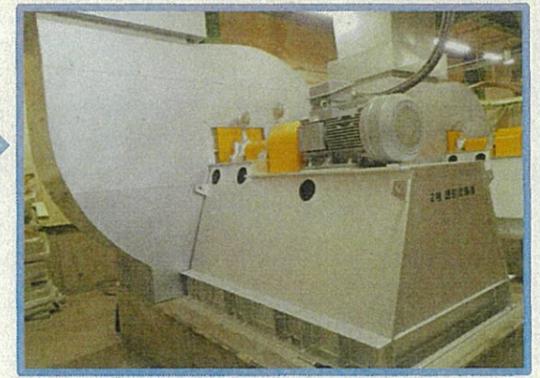
⑤ ガス冷却塔



⑥ 薬剤サイロ



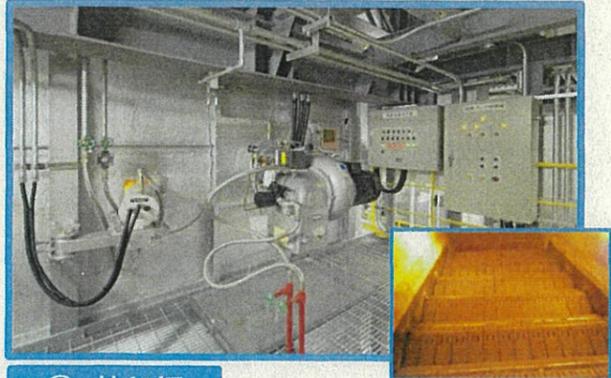
⑦ バグフィルタ



⑧ 誘引送風機



⑨ 煙突



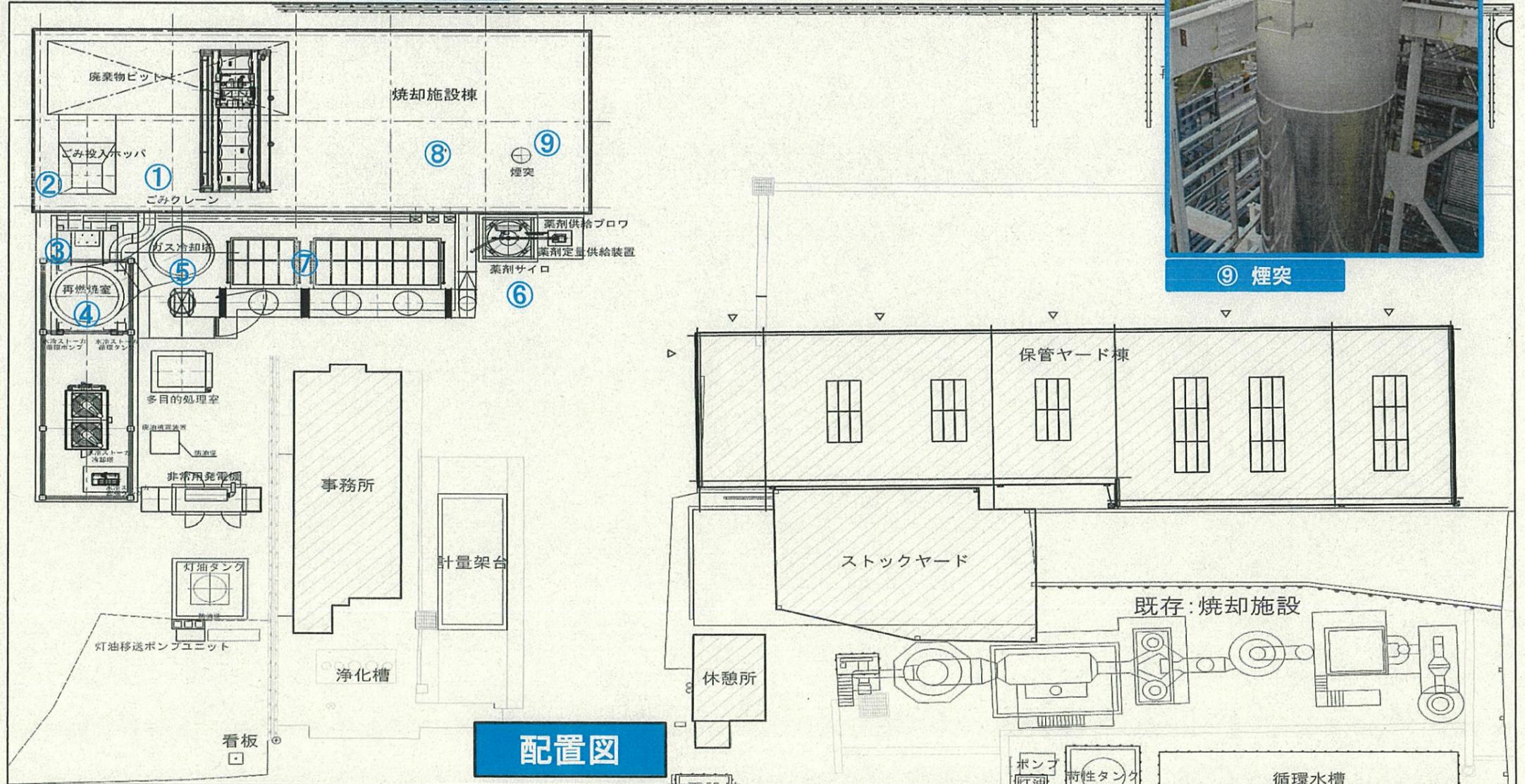
③ 焼却炉



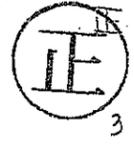
② ごみ投入ホッパ



① ごみクレーン



配置図



許可申請書（建築物）
（第一面）

建築基準法第51条ただし書きによる許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、
事実と相違ありません。

特定行政庁 秋田市長 穂積 志 様

令和 3 年 2 月 17 日

申請者氏名 エス・ユー開発株式会社
代表取締役 児玉 弘



【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】 エス・ユー カイハツカブシカイシャ ケイゴウトシヨリヤク、コガマ ヒロシ
【ロ. 氏名】 エス・ユー開発株式会社 代表取締役 児玉 弘
【ハ. 郵便番号】 018-1601
【ニ. 住所】 秋田市向浜一丁目8番5号
【ホ. 電話番号】 018-895-5050

【2. 設計者】

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 269213 号
【ロ. 氏名】 川田 敦
【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (神奈川県) 知事登録第 18041 号
三機化工建設株式会社 一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 242-0007
【ホ. 所在地】 神奈川県大和市中央林間七丁目10番1号
【ヘ. 電話番号】 046-211-2125

※手数料欄 現金 ¥160,000-			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
			年 月 日
第 3, 2, 17 号			第 号
係員印			係員印
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員印	係員印		係員印

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 秋田市向浜一丁目1番154

【2. 住居表示】 秋田市向浜一丁目8番5号

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし 法22条区域

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】 法第22条区域, 勝平山第3種風致地区, 臨港地区

【5. 道路】
【イ. 幅員】 6.00m
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 63.22m

【6. 敷地面積】
【イ. 敷地面積】 (1) (5911.02 m²) () () ()
(2) () () () ()
【ロ. 用途地域等】 (工業専用地域) (工業専用地域) () ()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(200%) () () () ()
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
(60%) () () () ()
【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 5,911.02 m²
(2) () () () ()
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200%
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60% (風致地区により40%)
【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分 08620) ごみ焼却場

【8. 工事種別】
 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) ()
【イ. 建築面積】 (361.95m²) (629.04m²) (990.99m²) ()
【ロ. 建蔽率】 16.77 %

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) ()
【イ. 建築物全体】 (1,494.64m²) (722.63m²) (2,217.27m²) ()
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () () ()
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () () ()
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () () ()
【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () () ()
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () () ()
【ト. 蓄電池の設置部分】 () () () ()
【チ. 自家発電設備の設置部分】 () () () ()
【リ. 貯水槽の設置部分】 () () () ()
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】 () () () ()
【ル. 住宅の部分】 () () () ()
【ロ. 老人ホーム等の部分】 () () () ()
【ワ. 延べ面積】 2,217.27m²
【カ. 容積率】 37.52%

【11. 建築物の数】	
【イ. 申請に係る建築物の数】	1
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】	7
【12. 工事着手予定年月日】	令和 3年 7月 1日
【13. 工事完了予定年月日】	令和 5年 3月31日
【14. その他必要な事項】	
【15. 備考】	

(第三面)

建築物別概要

【1. 番号】	1
【2. 工事種別等】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 既設
【3. 構造】	S 造 一部 造
【4. 高さ】	
【イ. 最高の高さ】	27.00 m
【ロ. 最高の軒の高さ】	26.185 m

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(6階)	(08620)	(ごみ焼却場)	(265.35㎡)	() (265.35㎡)
(5階)	(08620)	(ごみ焼却場)	(197.47㎡)	() (197.47㎡)
(4階)	(08620)	(ごみ焼却場)	(265.27㎡)	() (265.27㎡)
(3階)	(08620)	(ごみ焼却場)	(138.90㎡)	() (138.90㎡)
(M2階)	(08620)	(ごみ焼却場)	(45.15㎡)	() (45.15㎡)
(2階)	(08620)	(ごみ焼却場)	(138.90㎡)	() (138.90㎡)
(1階)	(08620)	(ごみ焼却場)	(286.93㎡)	() (286.93㎡)
(B1階)	(08620)	(ごみ焼却場)	(156.67㎡)	() (156.67㎡)

【ロ. 用途別】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(08620)	(ごみ焼却場)	(1,494.64㎡)	()	(1,494.64㎡)
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】
【7. 備考】

建築物別概要

【1.番号】 2

【2.工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3.構造】 S 造 一部 造

【4.高さ】
【イ.最高の高さ】 14.95m
【ロ.最高の軒の高さ】 14.68m

【5.階別用途別床面積】
【イ.階別用途別】
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
(1階)(08520)(倉庫業を営まない倉庫)(403.70㎡)() (403.70㎡)

【ロ.用途別】
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
(08520)(倉庫業を営まない倉庫)(403.70㎡)() (403.70㎡)
() () () () ()
() () () () ()
() () () () ()
() () () () ()

【6.その他必要な事項】

【7.備考】

建築物別概要

【1.番号】 3

【2.工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3.構造】 W 造 一部 造

【4.高さ】
【イ.最高の高さ】 7.80m
【ロ.最高の軒の高さ】 6.30m

【5.階別用途別床面積】
【イ.階別用途別】
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
(2階)(08470)(事務所)(54.65 ㎡)() (54.65 ㎡)
(1階)(08470)(事務所)(84.88㎡)() (84.88 ㎡)

【ロ.用途別】
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
(08470)(事務所)(139.53㎡)() (139.53㎡)
() () () () ()
() () () () ()
() () () () ()
() () () () ()

【6.その他必要な事項】

【7.備考】

建築物別概要

【1.番号】 4

【2.工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3.構造】 RC 造 一部 造

【4.高さ】
 【イ.最高の高さ】 3.12m
 【ロ.最高の軒の高さ】 3.12m

【5.階別用途別床面積】
 【イ.階別用途別】
 (用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
 (1階)(08520)(焼却灰置場)(9.975㎡)() (9.975㎡)

【ロ.用途別】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(08520)	(焼却灰置場)	(9.975㎡)	()	(9.975㎡)
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()

【6.その他必要な事項】

【7.備考】

建築物別概要

【1.番号】 5

【2.工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3.構造】 S 造 一部 造

【4.高さ】
 【イ.最高の高さ】 4.11m
 【ロ.最高の軒の高さ】 3.90m

【5.階別用途別床面積】
 【イ.階別用途別】
 (用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
 (1階)(08990)(休憩場)(24.00㎡)() (24.00㎡)

【ロ.用途別】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(08990)	(休憩場)	(24.00㎡)	()	(24.00㎡)
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()

【6.その他必要な事項】

【7.備考】

建築物別概要

【1.番号】 6

【2.工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3.構造】 S 造 一部 造

【4.高さ】
【イ.最高の高さ】 6.20m
【ロ.最高の軒の高さ】 6.20m

【5.階別用途別床面積】

【イ.階別用途別】
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
(1階)(08520)(スtockヤード)(119.51㎡)() (119.51㎡)

【ロ.用途別】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
(08520)(スtockヤード)(119.51㎡)() (119.51㎡)
() () () () ()
() () () () ()
() () () () ()
() () () () ()

【6.その他必要な事項】

【7.備考】

建築物別概要

【1.番号】 7

【2.工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3.構造】 S 造 一部 造

【4.高さ】
【イ.最高の高さ】 2.66m
【ロ.最高の軒の高さ】 2.50m

【5.階別用途別床面積】

【イ.階別用途別】
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
(1階)(08520)(医療系廃棄物保管庫-1)(12.96㎡)() (12.96㎡)

【ロ.用途別】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
(08520)(医療系廃棄物保管庫-1)(12.96㎡)() (12.96㎡)
() () () () ()
() () () () ()
() () () () ()
() () () () ()

【6.その他必要な事項】

【7.備考】

建築物別概要

【1. 番号】 8

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 S 造 一部 造

【4. 高さ】
【イ. 最高の高さ】 2.66m
【ロ. 最高の軒の高さ】 2.50m

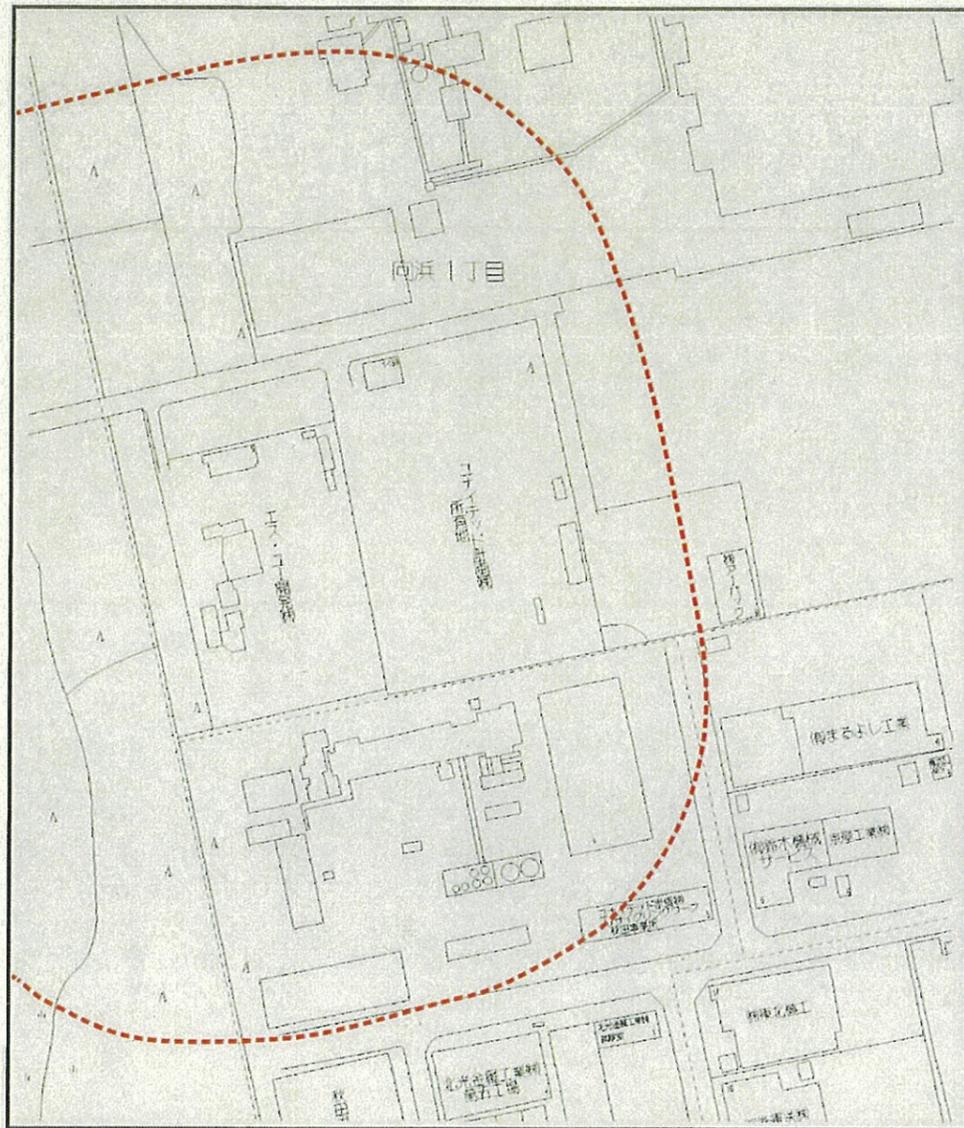
【5. 階別用途別床面積】
【イ. 階別用途別】
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
(1階)(08520)(医療系廃棄物保管庫-2)(12.96㎡)() (12.96㎡)

【ロ. 用途別】
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
(08520)(医療系廃棄物保管庫-2)(12.96㎡)() (12.96㎡)
() () () () ()
() () () () ()
() () () () ()
() () () () ()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

敷地境界から100m



凡例

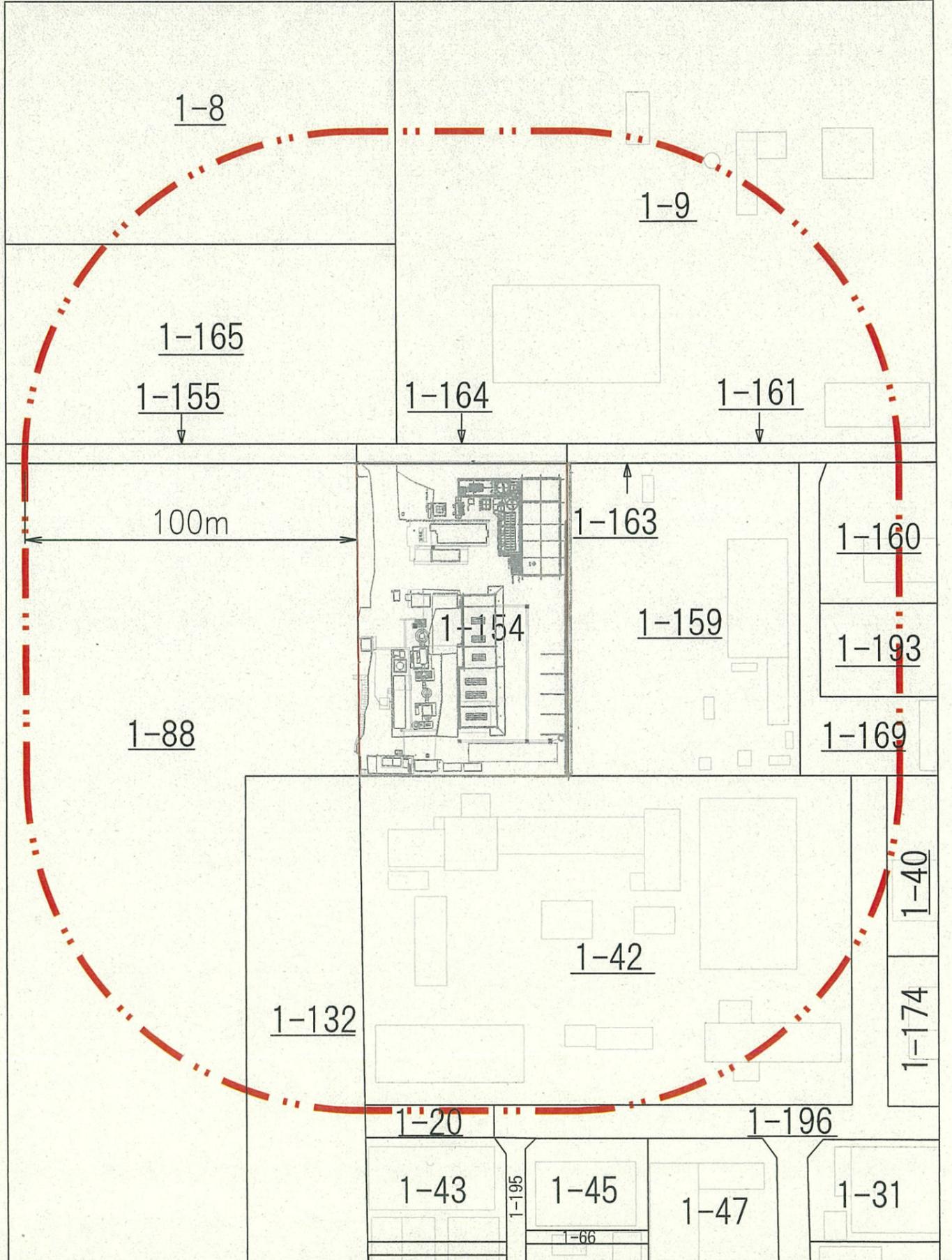
敷地境界から100m



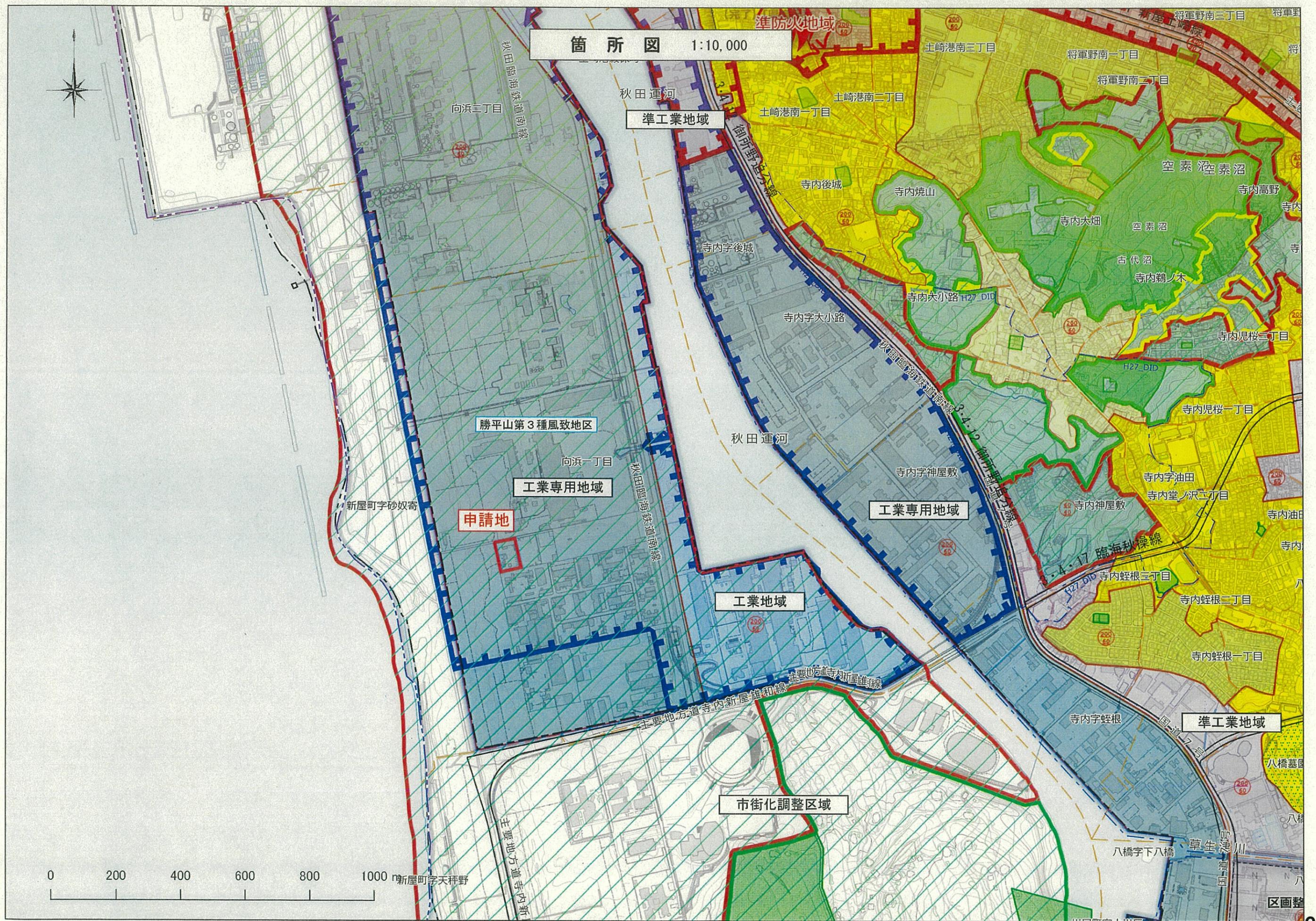
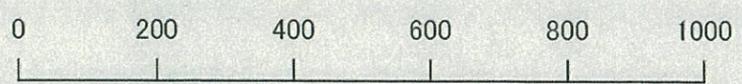
縮尺 1:2,000



周囲100mの範囲図



箇所図 1:10,000



準工業地域

勝平山第3種風致地区

工業専用地域

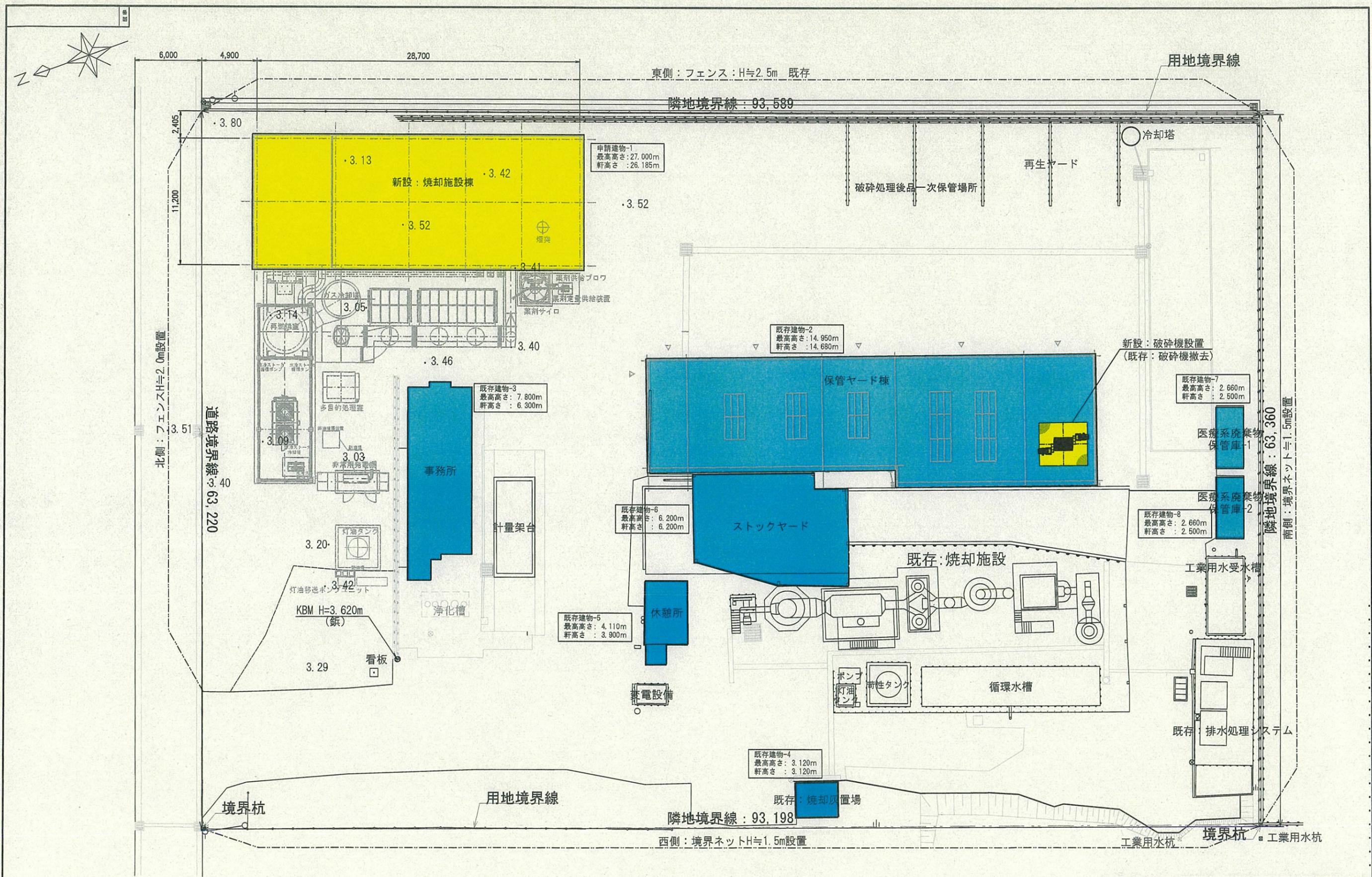
申請地

工業専用地域

工業地域

市街化調整区域

準工業地域



建築物概要配置図

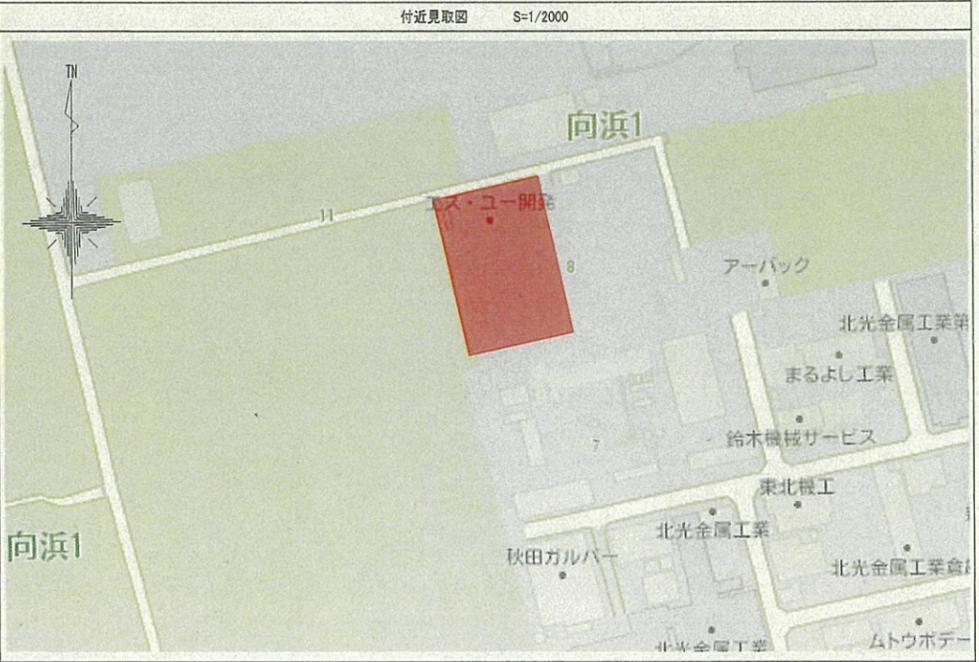
設計GL±3.45 = KBM:3.62-0.17

訂正	番号	訂正理由	日付	編者	承認
----	----	------	----	----	----

図名	名称	組数	材質	記事
数量	組	1		エス・ユー開発株式会社 設
2020年11月	日	縮尺	1:150	
承認	図案	担当	設計	製図
				計画図(60t/24h)
				建築物配置図
三機化工建設株式会社				図番

案内図		工事名称		(仮称) エス・ユー開発株式会社焼却施設増設工事		
建築主	住所	秋田県秋田市向浜一丁目8番5号				
	氏名	エス・ユー開発株式会社 代表取締役 児玉 弘				
建築場所	地名、地番	秋田県秋田市向浜一丁目1-154				
	住居表示	秋田県秋田市向浜一丁目8番5号				
面積	敷地面積	5911.02	m ²	1788.08	坪	
	有効敷地面積	5911.02	m ²	1788.08	坪	
	合計	5911.02	m ²	1788	坪	
前面道路	東	現況	m	現況	m	
		認定	m	認定	m	
	西	現況	m	現況	m	
		認定	m	認定	m	
	北	42条1項1号				
		現況	m	現況	m	
	南	6.000	m	認定	m	
		現況	m	現況	m	
	最大の幅員	6	m	認定	m	
		認定	m	認定	m	
	用途地域	工業専用地域				
	防火地域	法22条区域				
高度地区	最高高さ10m 第 種					
日影規制	5mを超え10m以内	-	H	5mを超え10m以内	H	
	10mを超える部分	-	H	10mを超える部分	H	
特定道路	あり	延長	m			
角地緩和の適用	なし					
建蔽率	指定	60	%		%	
	(緩和規定)	60	%	0	%	
	法定	60	%	0	%	
敷地合計	60	=	60	%	風致地区により 40 %	
容積率	指定	200	%		%	
	前面道路幅員より	360	%	0	%	
	法定	200	%	0	%	
敷地合計	200	%	=	200	%	
その他の地域地区	都市計画区域					
	市街化区域					
	風致地区					
	第 勝平山3 種					
	第 種					
臨港地区						
景観計画区域						
備考	前順確認済証: 令和2年11月18日 第2020確認建築C1AS00196号					
	前順検査済証: 令和 年 月 日 第 号					
	秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例による標識設置日: 令和 3年 1月20日					
	秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例: 令和 年 月 日 秋田市指令第 号					
	臨港地区内における行為の届出: 令和 年 月 日 秋港-000 景観計画区域内における行為の行為の届出 令和 年 月 日					

建築用途-1	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620						
建築用途-2							
構造	増築	鉄骨	造	既存	別表		
耐火の種別	増築	地上	6 階	地下	- 階		
規模	既存	地上	別表	地下	- 階		
建築面積	増築	361.95	m ²	109.48	坪		
	既存	629.04	m ²	190.28	坪		
	合計	990.99	m ²	299.77	坪		
建蔽率	990.99	/	5911.02	=	0.16765		
	∴	16.77	%	<	40 % ∴ OK		
床面積	増築	1494.64	m ²	452.12	坪		
	既存	722.63	m ²	218.59	坪		
	合計	2217.27	m ²	670.72	坪		
延べ面積 (容積対象)	増築	1494.64	m ²	452.12	坪		
	既存	722.63	m ²	218.59	坪		
	合計	2217.27	m ²	670.72	坪		
容積率	2217.27	/	5911.02	=	0.375107849		
	∴	37.52	%	<	200 % ∴ OK		
面積概要	階数	床面積	容積対象外 m ²		延べ面積		
		m ²	駐車場	EVシャフト	(容積対象m ²)		
	6	265.35			265.35		
	5	197.47			197.47		
	4	265.27			265.27		
	3	138.90			138.90		
	M2	45.15			45.15		
	2	138.90			138.90		
	1	286.93			286.93		
	B1	156.67			156.67		
	計	1494.64			1494.64		
	面積検討						
合計							
高さ	最高高さ	増築	27.000	m	既存	14.950	m
	軒高さ	増築	26.185	m	既存	14.680	m
	建物高さ	増築	27.000	m	既存	14.950	m
	天井高さ			m	既存	-	m
	地下深さ			m	既存	-	m
基礎上端まで			m	既存	-	m	
工期	着工	平成	年	月	日		
	竣工	平成	年	月	日		



既存建物面積表									
建物名称	構造	耐火の種別	最高高さ 軒高さ	建築面積	延べ床面積			合計	
					1階	2階			
保管ヤード	鉄骨造平屋建	その他	14.95 m	403.70 m ²	403.70 m ²	0.00 m ²	403.70 m ²		
事務所	木造2階建	その他	7.80 m	80.53 m ²	84.88 m ²	54.65 m ²	139.53 m ²		
			6.30 m						
焼却灰置場	RC造平屋建	その他	3.12 m	9.975 m ²	9.975 m ²	0.00 m ²	9.975 m ²		
			3.12 m						
休憩所	軽量鉄骨造平屋建	その他	4.11 m	24.00 m ²	24.00 m ²	0.00 m ²	24.00 m ²		
			3.90 m						
ストックヤード	鉄骨造平屋建	その他	6.20 m	78.92 m ²	119.51 m ²	0.00 m ²	119.51 m ²		
			6.20 m						
特管保管庫-1	軽量鉄骨造平屋建	その他	2.66 m	12.96 m ²	12.96 m ²	0.00 m ²	12.96 m ²		
			2.50 m						
特管保管庫-2	軽量鉄骨造平屋建	その他	2.66 m	12.96 m ²	12.96 m ²	0.00 m ²	12.96 m ²		
			2.50 m						
合計	-	-	-	629.04 m ²	667.98 m ²	54.65 m ²	722.63 m ²		

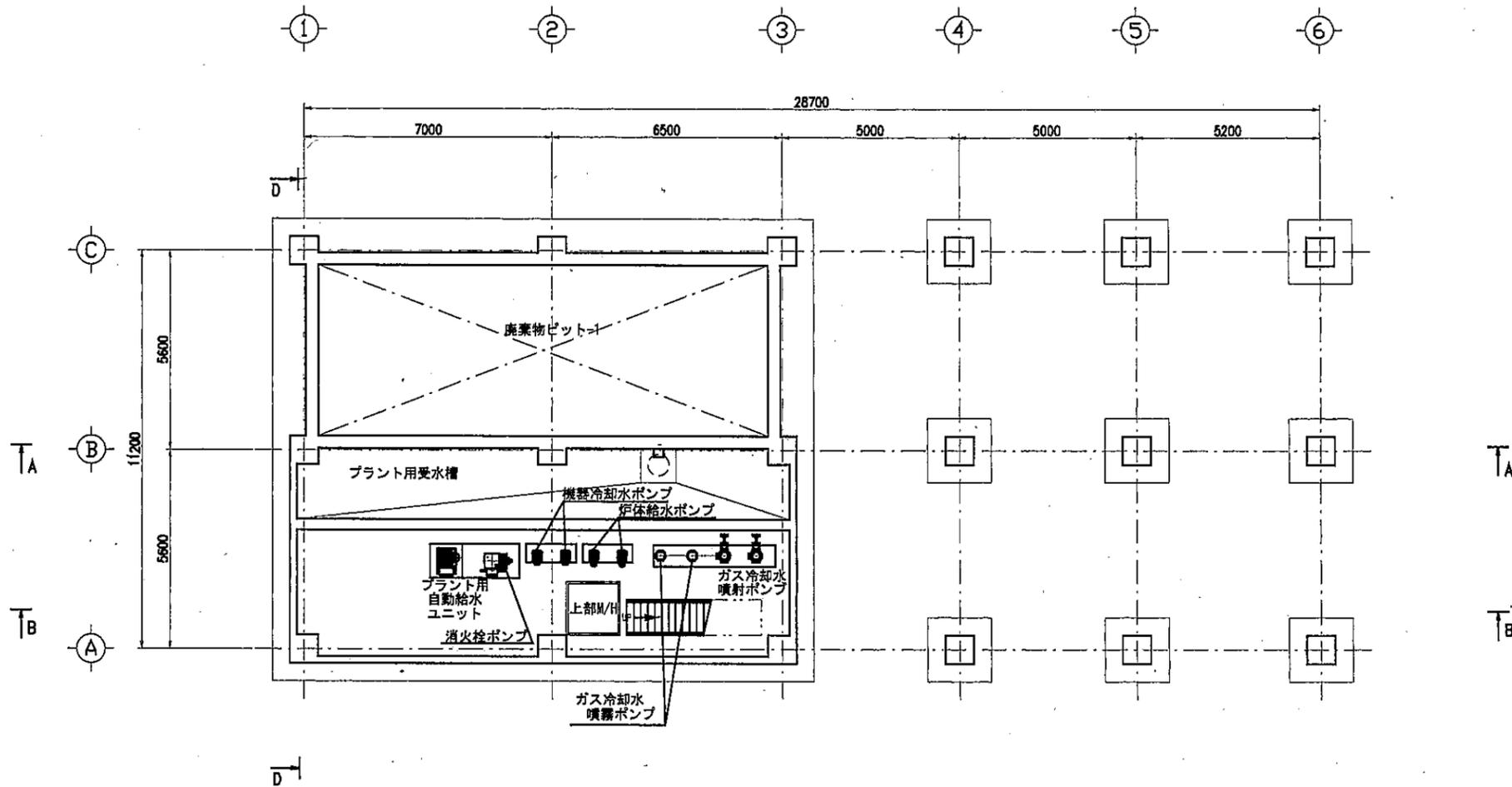
申請時減築建物									
建物名称	構造	耐火の種別	最高高さ 軒高さ	建築面積	延べ床面積			合計	
					1階	2階			
保管庫	-	-	-	17.39 m ²	17.39 m ²	0.00 m ²	17.39 m ²		

照合名称 1組 J/# エス・ユー開発株式会社 焼却施設増設工事
 数量 1組 J/#
 令和3年月日 縮尺 1/-
 承認 照査担当 設計 製図
 付近見取図 概要書

三機化工建設株式会社 一級建築士事務所
 一級 神奈川県知事登録 第18041号
 一級建築士 大田登録 第269213号 川田 敦

訂正記号 訂正理由 日付 担当承認

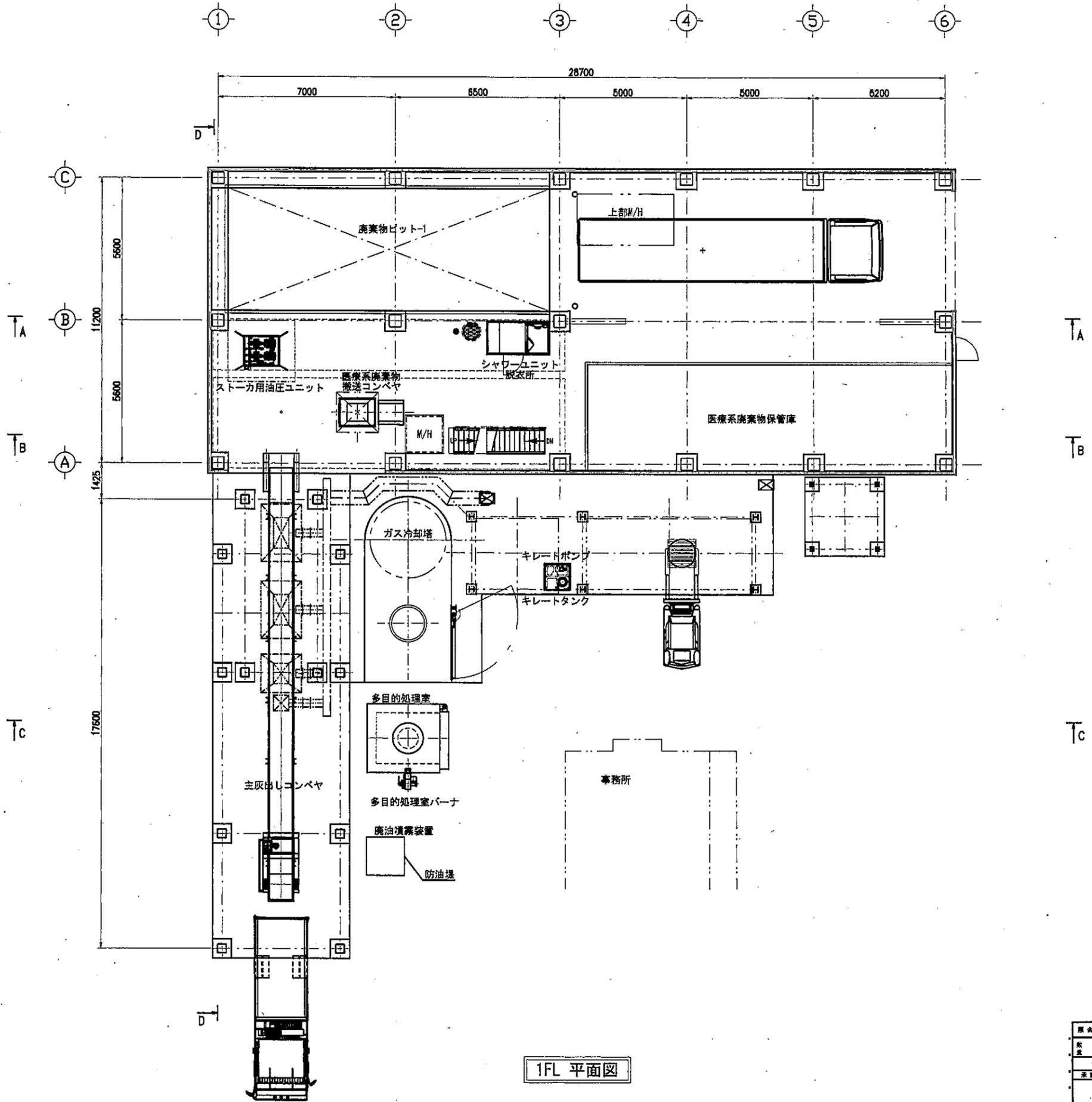
三機化工建設株式会社 500-0001



B1FL 平面図

図名	名称	1/80	訂定	記	事
数量	1 冊			エス・ユー開発株式会社 殿	
承認	2020年 3月 19日	機尺 1:80		計面図(60L/24h)	
承認	図案	機尺	設計	機器配置平面図 B1FL	
三機化工建設株式会社				図番	P202002-101

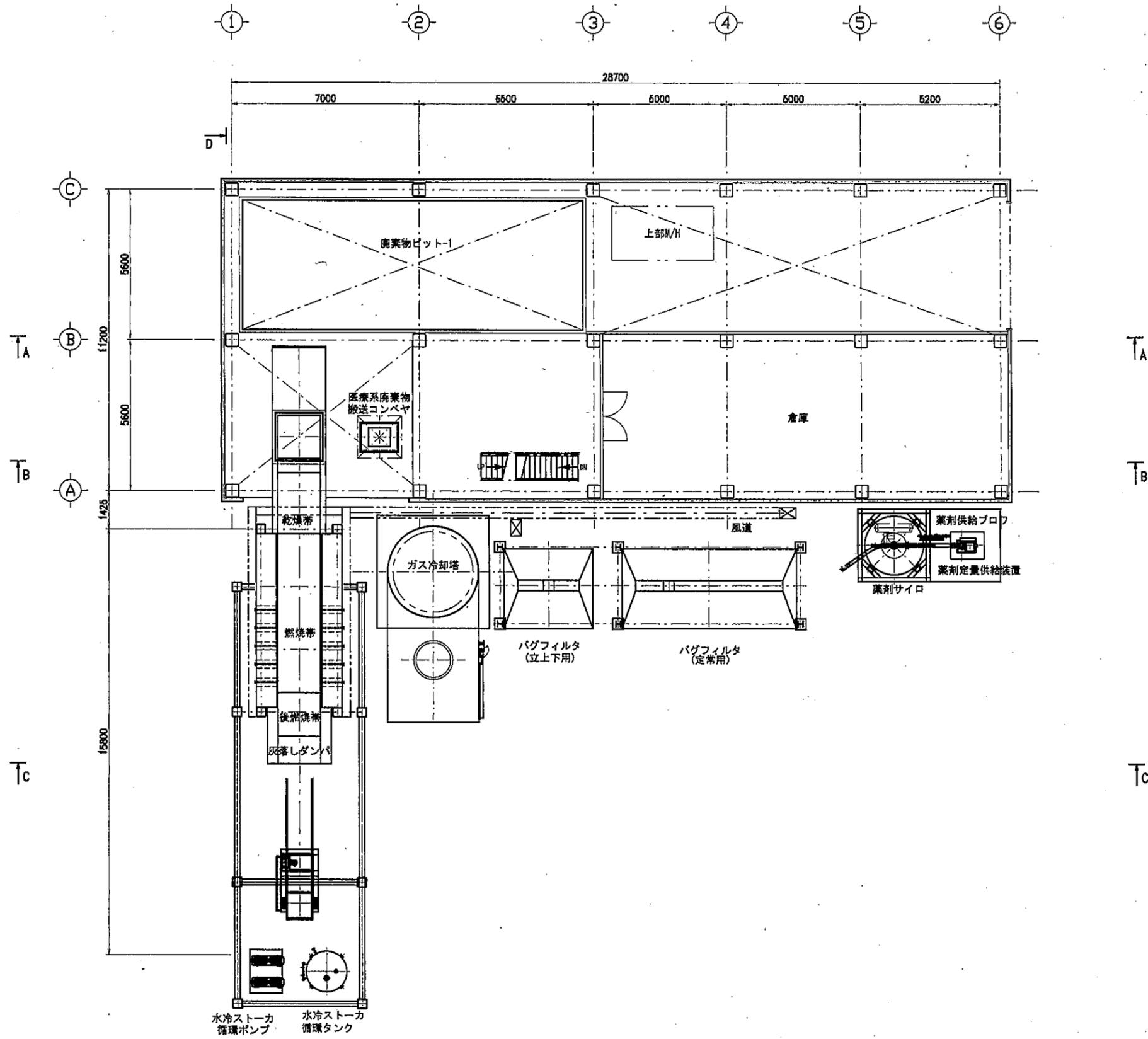
訂定 記号 訂定 理由 日付 機尺 機尺



1FL 平面図

原案	名称	1層	材質	記事
数量	1 棟	1/3		エス・ユー開発株式会社 殿
2020年	3月	19日	概尺 1:80	
承認	概要	現場	設計	監理
三機化工建設株式会社				図番 P202002-102

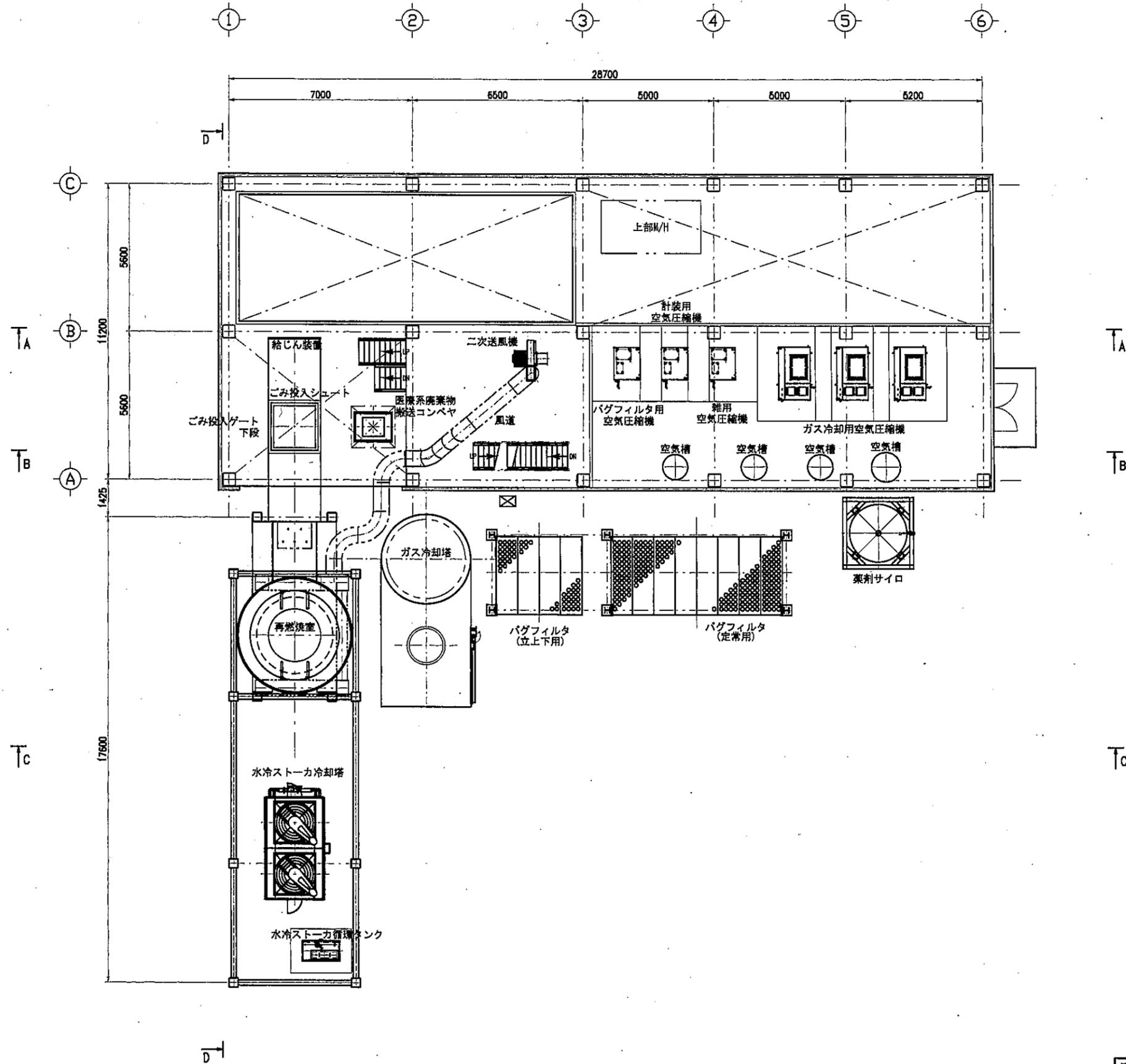
訂正 訂正 訂正 訂正 訂正 訂正 訂正 訂正 訂正 訂正



2FL 平面図

原価	名称	1層	材質	記事
数量	1 棟	1/2		エス・ユー開発株式会社 殿
2020年 3月 19日	補尺 1:80			
承認	調査	探測	設計	監製
三機化工建設株式会社				F202002-103

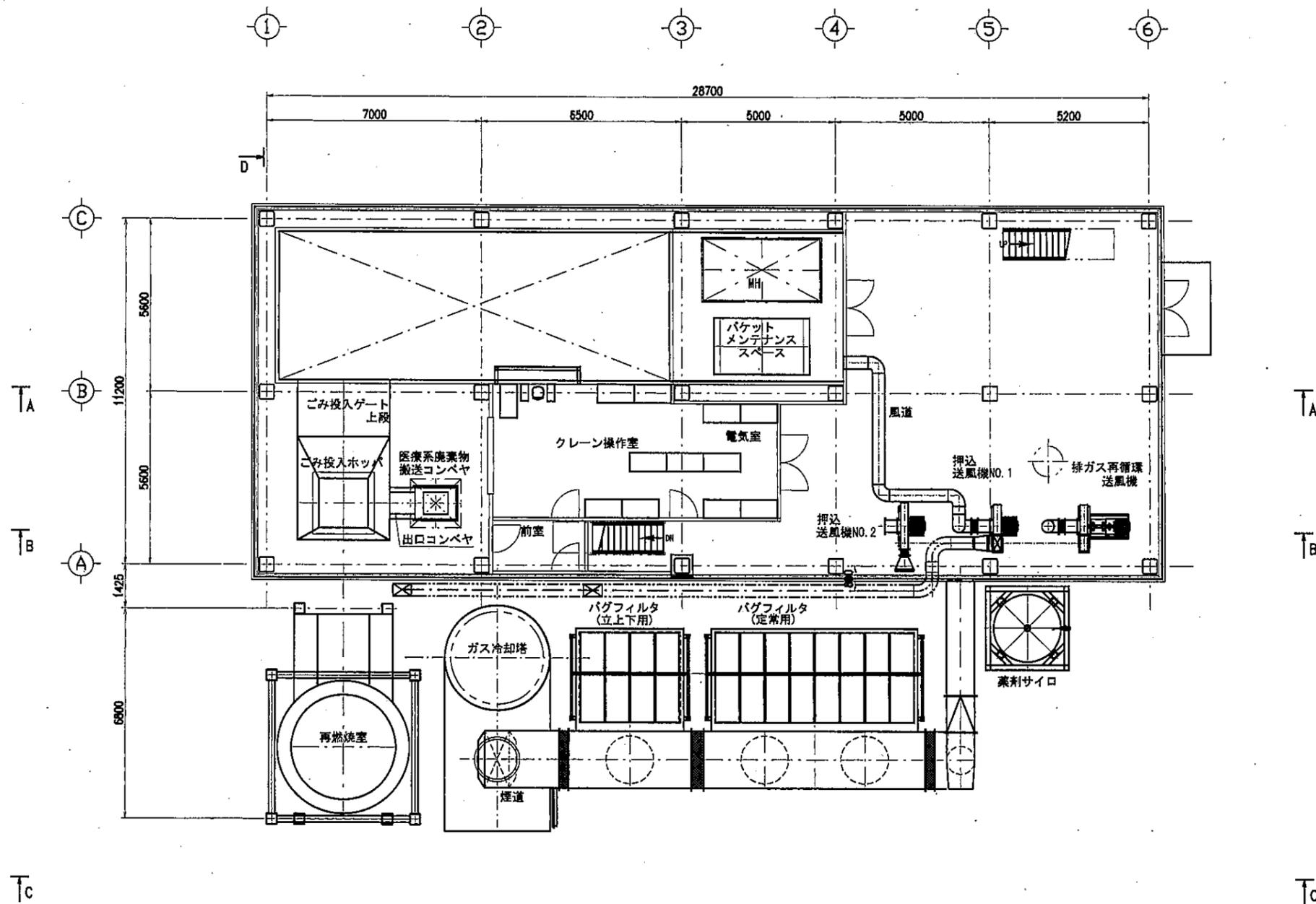
訂正 記号 訂正理由 日付 提出 承認



3FL 平面図

図名	図号	図尺	図式	図説
計画	1 階	1/80		エス・ユー開発株式会社 殿
数量	2020年 3月 19日	機尺 1:80		計画図(60t/24h)
承認	図案	図説	設計	製図
三機化工建設株式会社				P202002-104

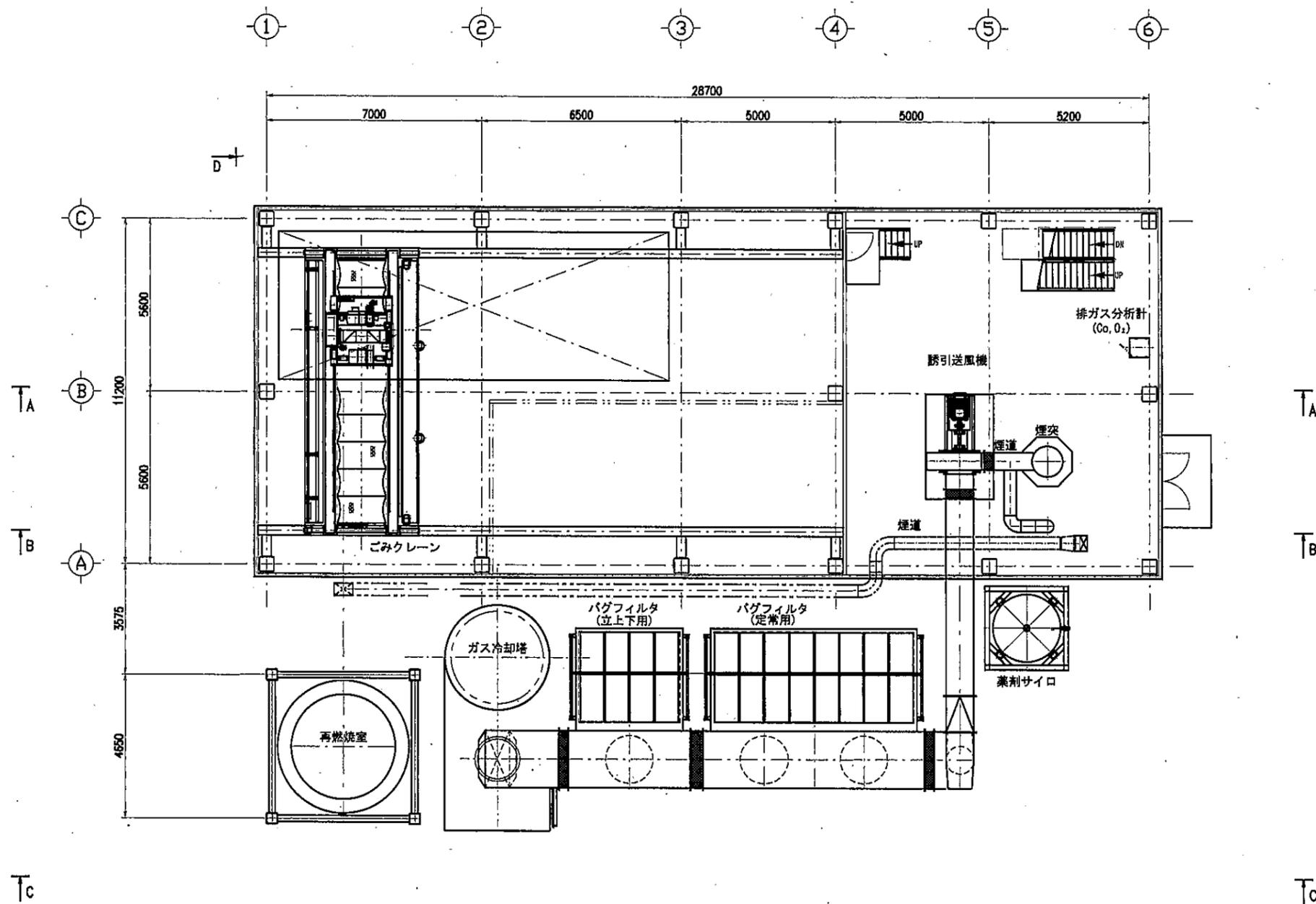
訂正 訂正 訂正 訂正 訂正 訂正



4FL 平面図

項目	名称	数量	材質	記号
数量	1 棟	1/4		エス・ユー開発株式会社 殿
承認	2020年 3月 19日	機尺 1:30		計画図(60t/24h)
承認	機尺	設計	概観	機器配置平面図 4FL
三機化工建設株式会社				P202002-105

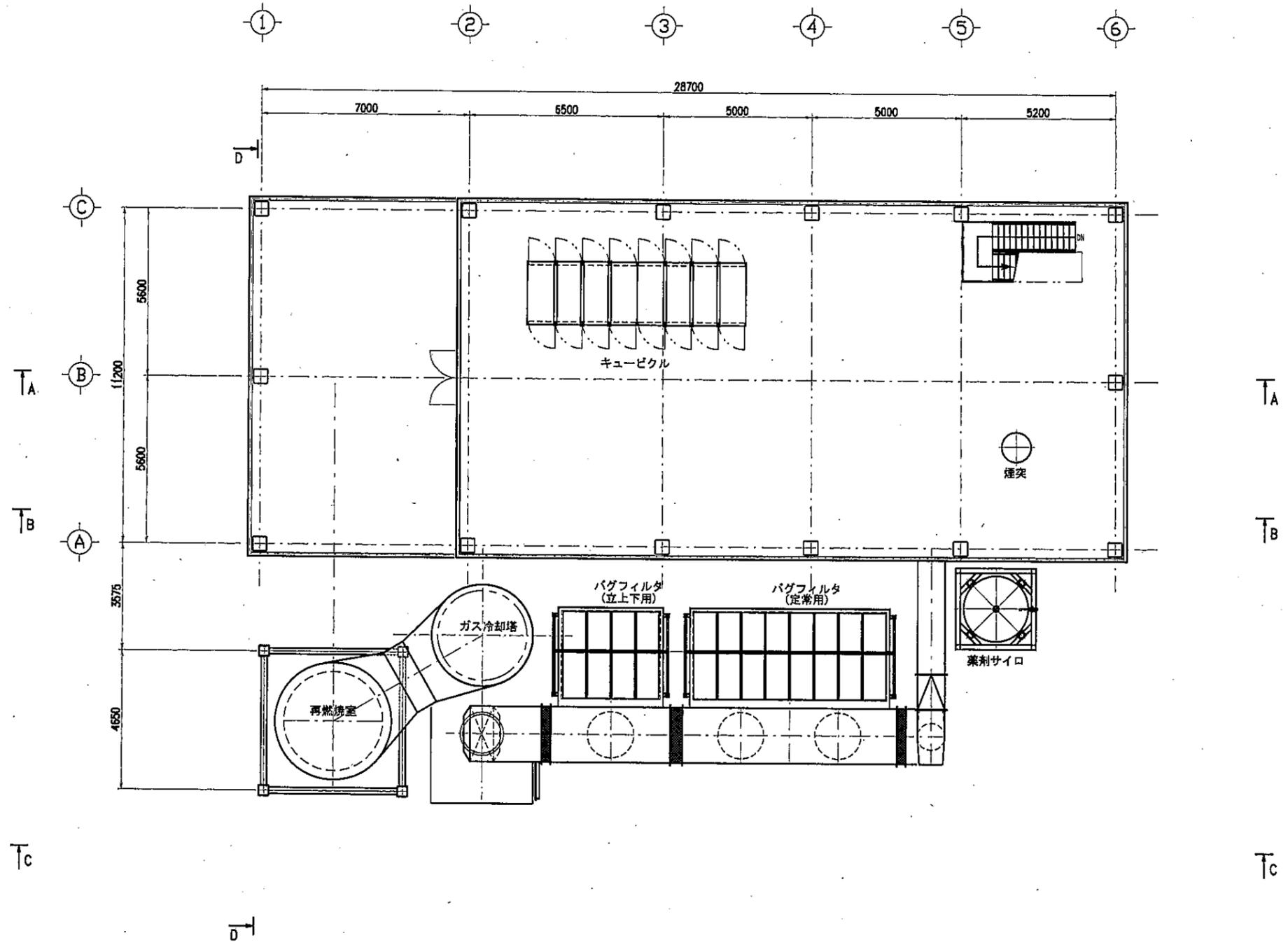
訂正 記号 訂正理由 日付 箇所 承認



5FL 平面図

図名	名称	1層	枚数	枚数	備考
数量	1 棟	1/4			エス・ユー開発株式会社 殿
2020年 3月 19日	機尺 1:80				計画図(60t/24t)
承認	図案	校核	設計	製図	機器配置平面図 5FL
 三機化工建設株式会社					P202002-106

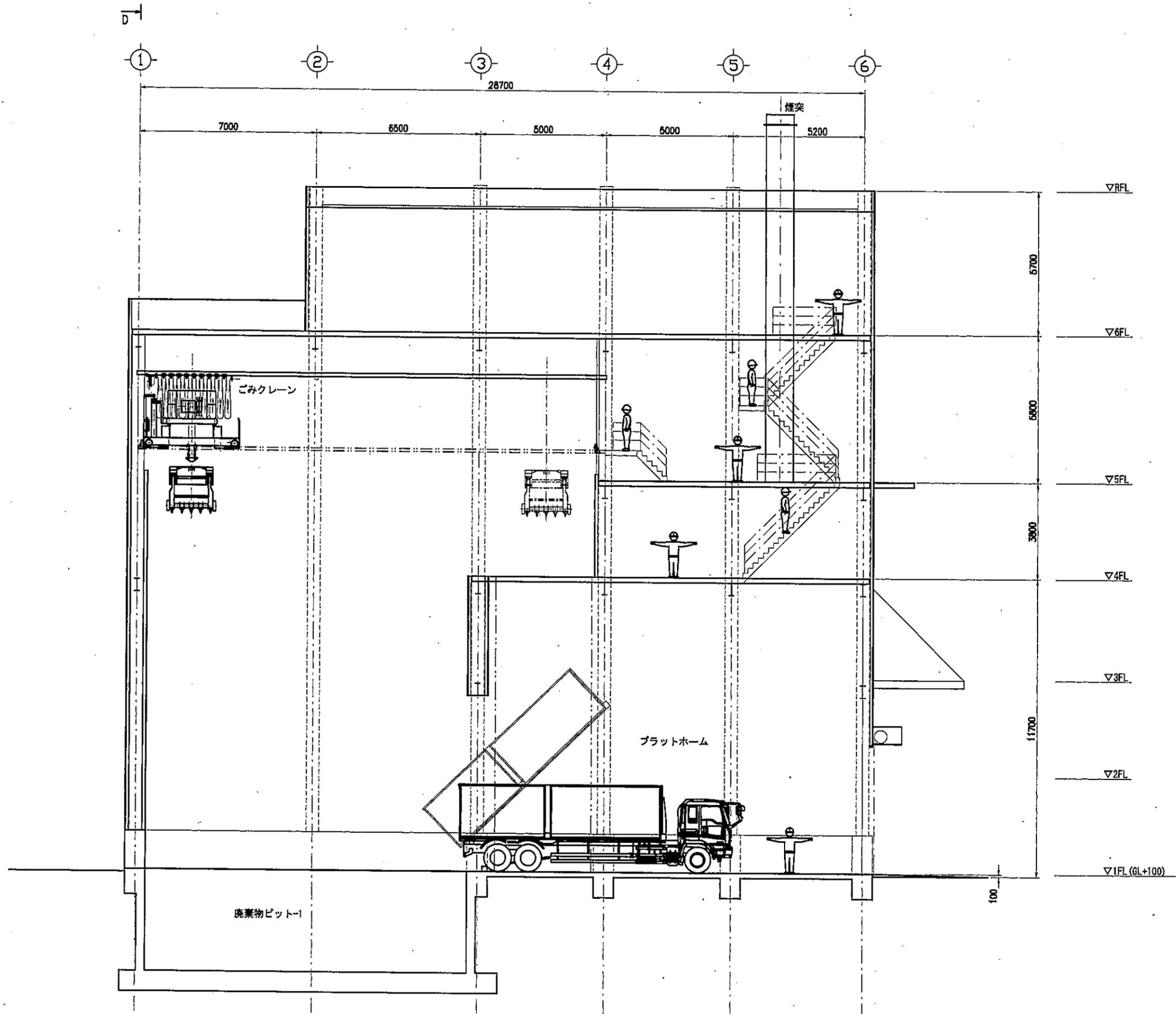
訂正 記号 訂正 理由 日付 提出 承認



6FL 平面図

欄名	名称	1層 位置	材質	記号
数量	1	1/4		エス・ユー開発株式会社 殿
批准	2020年 3月 19日	縮尺 1:80		
承認	製図	設計	製図	計画図(60L/24h) 機器配置平面図 6FL
三機化工建設株式会社				P202002-107

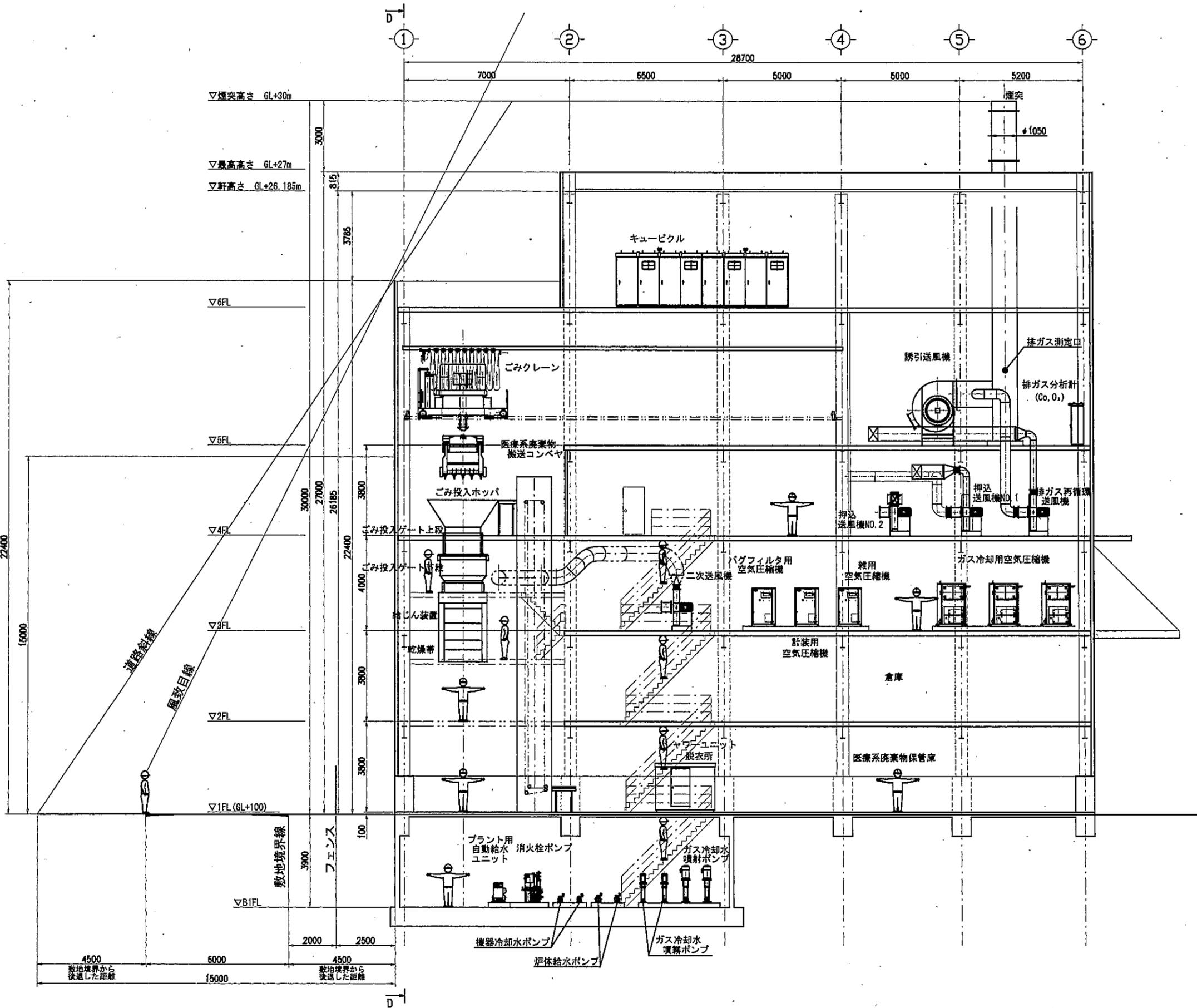
訂正 番号 訂正 理由 日付 図面 承認



A-A断面図

種別	名称	1層	2層	3層	4層	5層	6層	屋上	備考
数量	1棟	1/5							エス・ユー開発株式会社 殿
作成	2020年 3月 19日	補尺	1:50						計画図(601/24h)
承認	機務	機務	設計	機務					機器配置断面図 A-A断面
 三機化工建設株式会社									P202002-109

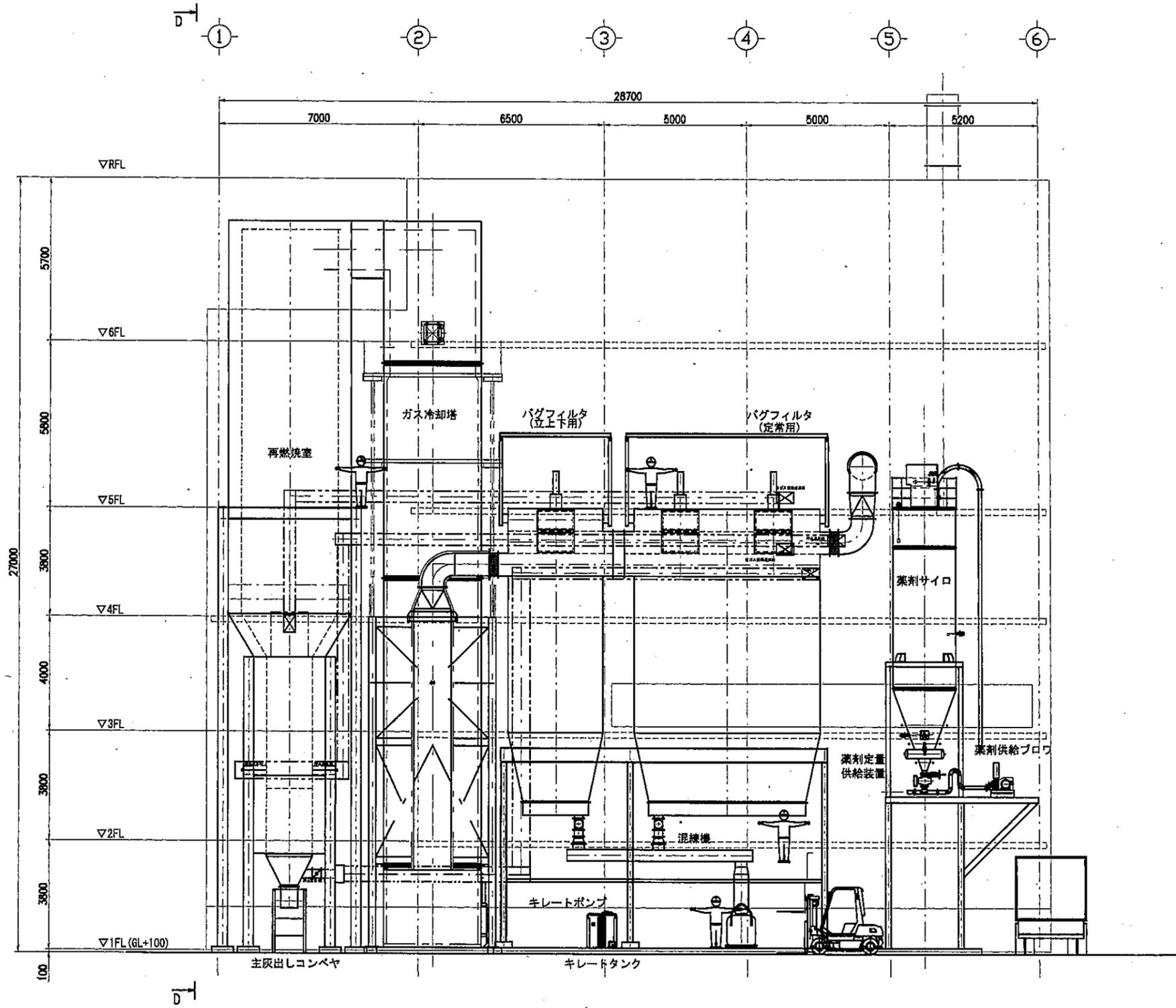
訂正	記号	訂正理由	日付	機務	承認



B-B断面図

項目	名称	数量	材質	備考
数量	1 棟	1/1		エス・ユー開発株式会社 殿
完成	2020年 3月 19日	縮尺 1:80		
承認	概算	概算	設計	監製
				計画図(60t/24h) 機器配置断面図 B-B面
三機化工建設株式会社				P202002-110

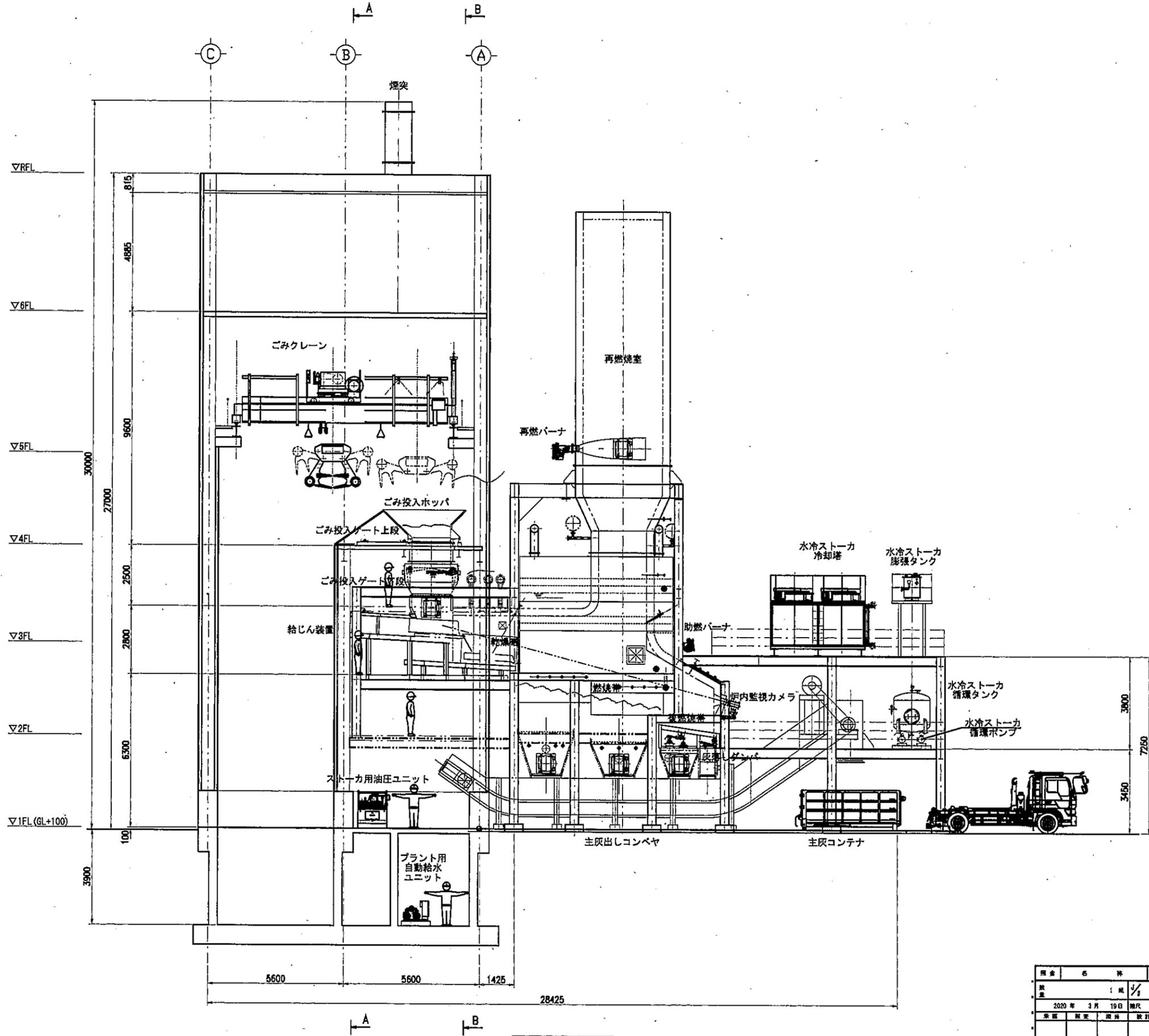
訂正 記号 訂正理由 日付 図面 承認



C-C断面図

図名	名称	1層	付表	記事
数量	1 棟	1/8		エス・ユー開発株式会社 殿
承認	2020年 3月 19日	縮尺 1:80		計画図(60L/24h)
承認	担当者	設計	監印	機務配置断面図 C-C断面
三機化工建設株式会社				P202002-111

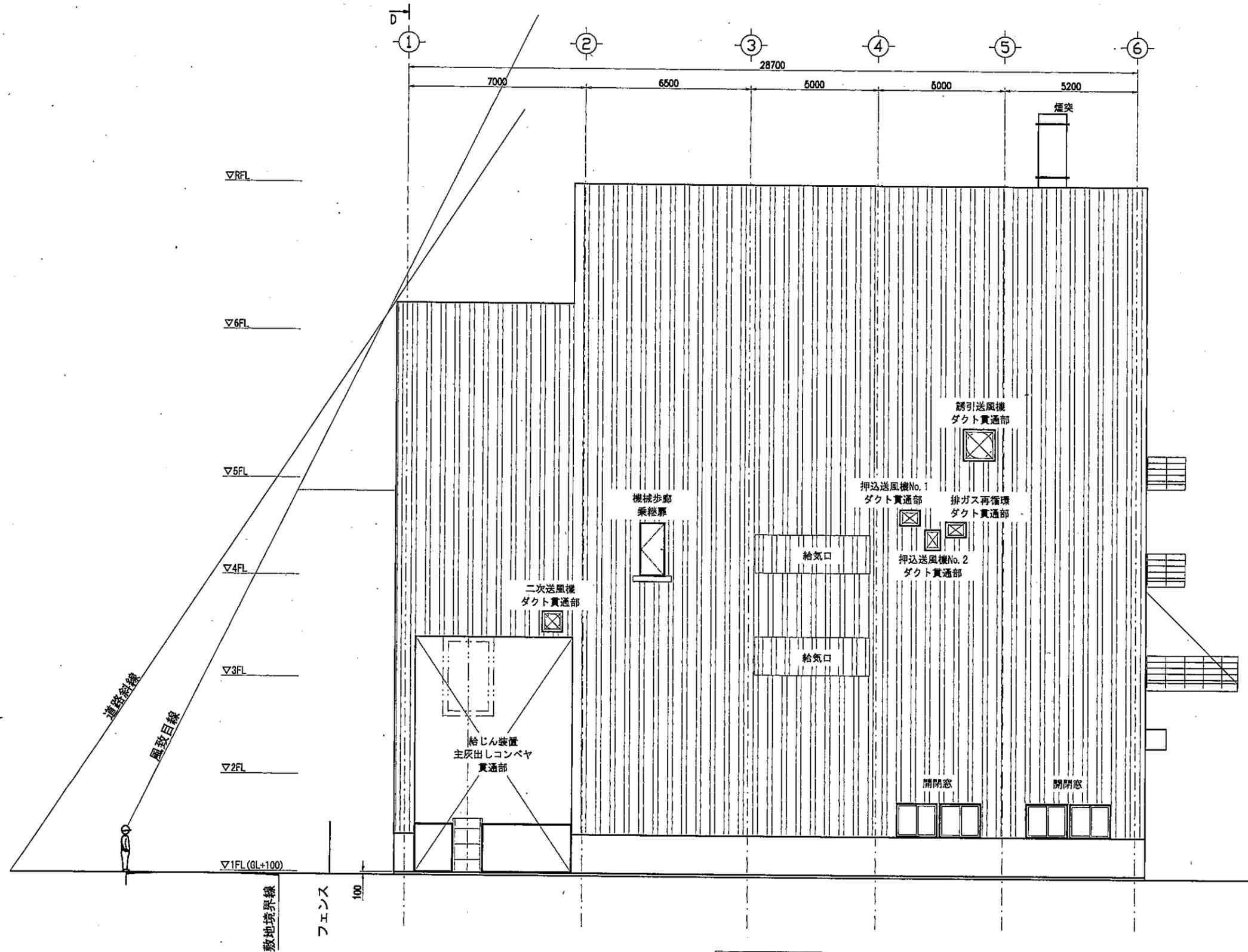
訂正	記号	訂正	理由	日付	図面	承認



D-D断面図

項目	名称	1層 数量	材質	記 事
数量	1 個	1/1		エス・ユー開発株式会社 殿
作成	2020年 3月 19日	縮尺	1:80	
承認	設計	設計	製図	計画図(60t/24h)
				機器配置断面図 D-D断面
三機化工建設株式会社				P202002-112

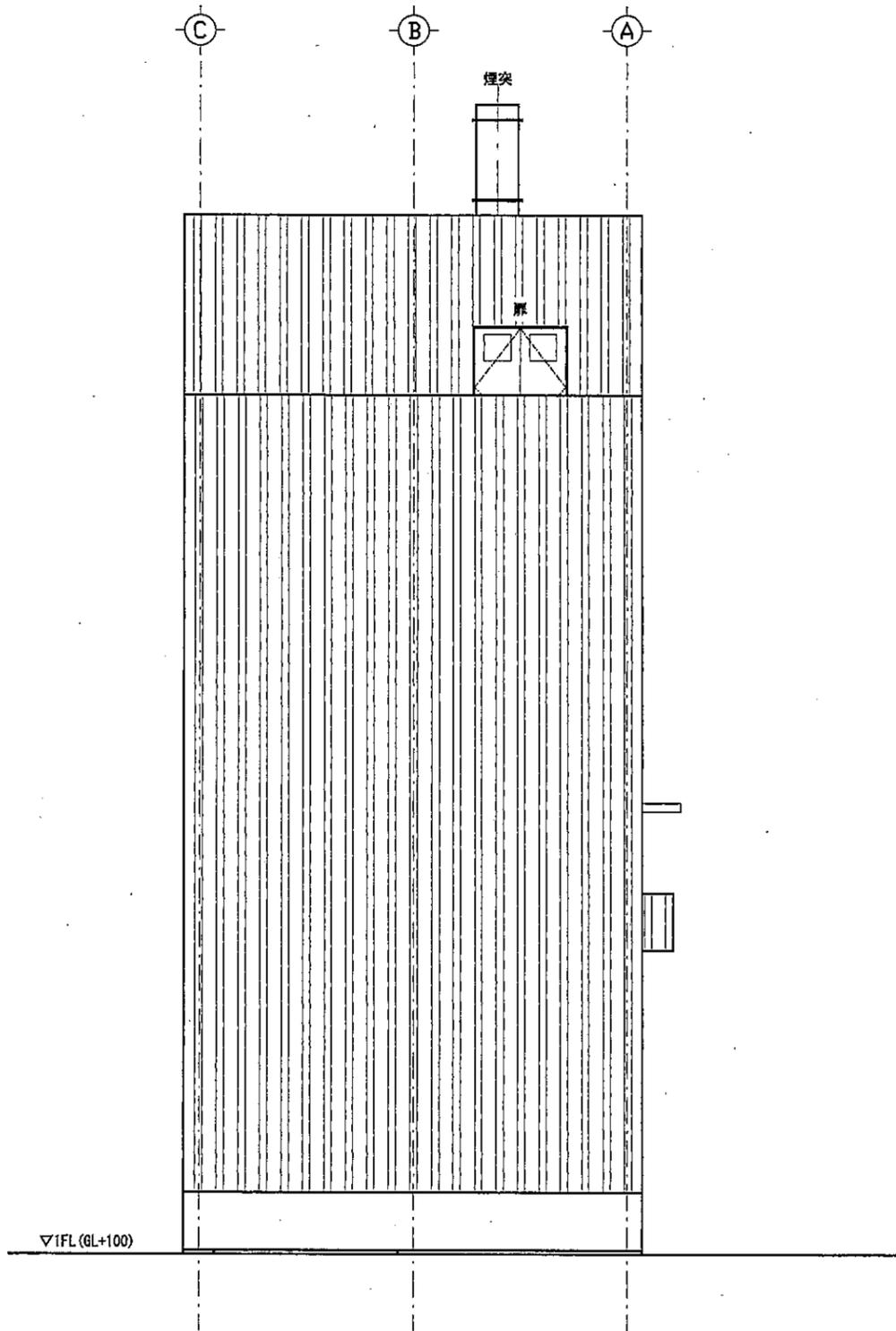
訂正 番号 訂正理由 日付 復讐 承認



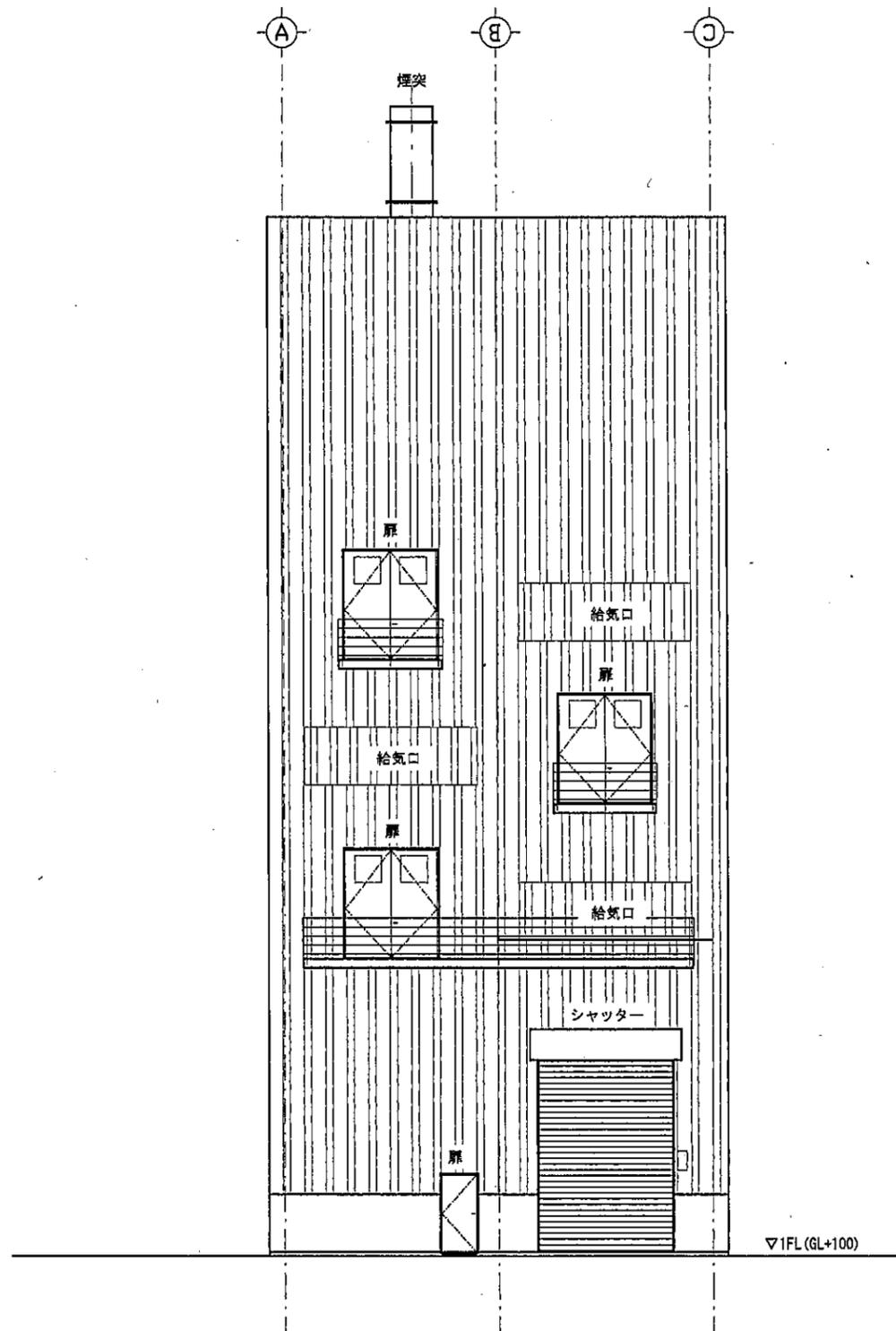
西側立面図

図名	図号	2層	付	実	記	事
1 概	1/4					エス・ユー開発株式会社 殿
2020年 3月 19日	縮尺 1:80					計画図(60t/24h)
承認	概要	図面	設計	製図		西側 立面図
三機化工建設株式会社						P202002-121

訂正 記号 訂正 理由 日付 図面 承認



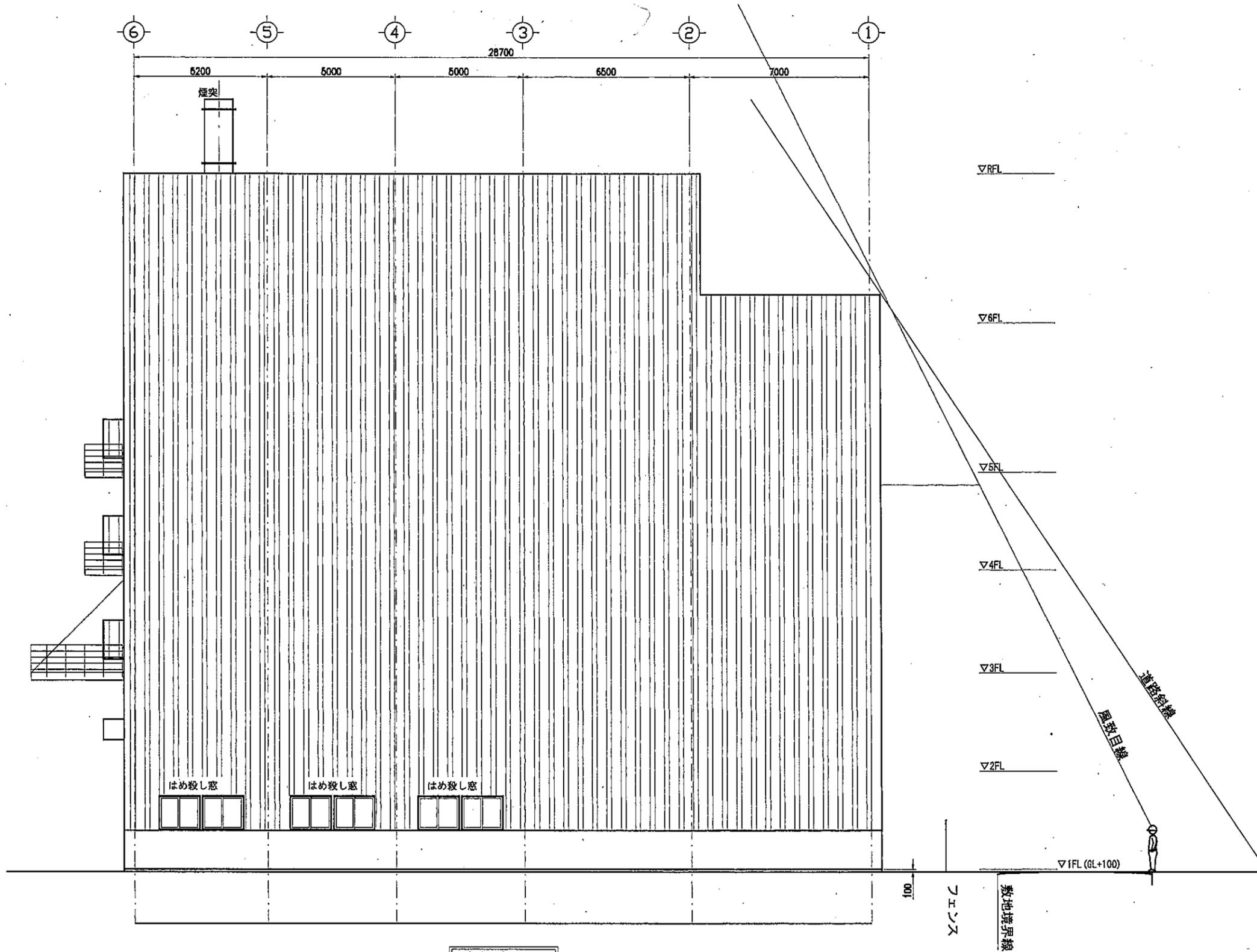
北側立面図



南側立面図

訂正 記号 訂正 理由 日付 図様 承認

項目	名称	1層 階数	材質	記号
数量	1 棟	1/2		エス・ユー開発株式会社 殿
完成	2020年 3月 19日	縮尺 1:80		計画図(601/24h)
承認	西澤 浩吉	設計	藤田	北側・南側 立面図
				三機化工建設株式会社
				P202002-122



東側立面図

原案	名称	2層	付	頁	記	事
1	1	1/2				エス・ユー開発株式会社 殿
2020年 3月 19日	概算	1:80				計画図(60t/24h)
承認	調査	構造	設計	監製		東側 立面図
三機化工建設株式会社						P202002-123

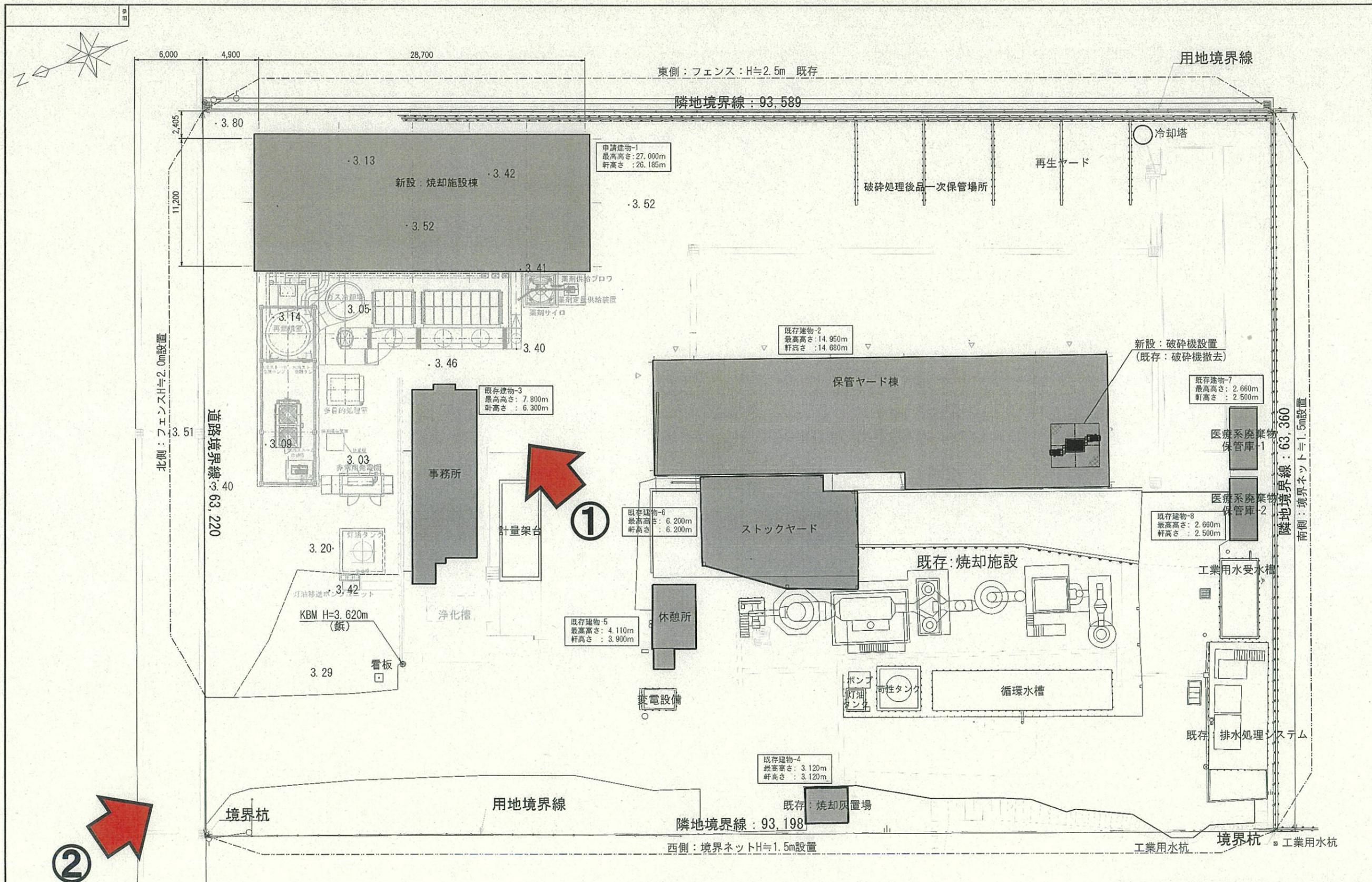
訂正	記号	訂正理由	日付	描画	承認

①焼却施設増設位置



②敷地入口





建築物概要配置図

設計GL±=3.45 = KBM.3.62-0.17

期会	名	取	1	材	質	記	号
2020年11月	設計	1-150				エス・ユー開発株式会社	設
	計画					計 画 図 (60/24h)	建
						建築物配置図	置
三機化工建設株式会社						同	業